

令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事

No	図 面 名 称
1	表紙・図面リスト
2	改修特記仕様書1
3	改修特記仕様書2
4	木質工事特記仕様書
5	建築材料等品質性能表(木造)
6	鉄筋コンクリート工事標準図1
7	鉄筋コンクリート工事標準図2
8	付近見取り図・配置図
9	中山邸跡木製格子塀全体平面図
10	中山邸跡木製格子塀全体立面図
11	中山邸跡木製格子塀現況詳細図
12	中山邸跡木製格子塀改修詳細図
13	中山邸跡木製格子塀改修木製部材一覧
14	中山邸跡木製格子塀南面①改修立面図
15	中山邸跡木製格子塀南面②改修立面図
16	中山邸跡門現況・改修図
17	中山邸跡門改修詳細図1(仕上げ)
18	中山邸跡門改修詳細図2(門柱構造)
19	中山邸跡門改修詳細図3(門扉)
20	中山邸跡門改修詳細図4(門扉詳細)

No	図 面 名 称
21	桂宮邸跡土塀全体平面図
22	桂宮邸跡土塀立面図
23	桂宮邸跡土塀屋根伏図
24	桂宮邸跡土塀改修詳細図
25	桂宮邸跡境界アルミ格子塀・門扉詳細図
26	仮設計画図

公園名称	京都御苑				
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事				
図面名称	表紙・図面リスト	縮尺			
年月日	令和7年3月	図面番号	1	／ 26	
会社名			照査		設計
事務所名	環境省京都御苑管理事務所		照査		設計

令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事 特記仕様書		章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																															
1. 工事概要		1 一般共通事項	①適用基準等	1) 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ・建築物解体工事共通仕様書（平成24年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部 2) 本設計図書における「標準詳細図」とは、次の基準を指す。 建築工事標準詳細図（平成28年版） 国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速（V ₀ ＝32 m/s） 地表面粗度区分（Ⅲ） ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表（ ） ○多雪区域の指定 ・あり ○なし ※ 行う ・行わない	1 一般共通事項	⑩技能士	※ 適用する ・適用しない	3 外壁改修工事（共通事項）	1. 施工数量調査	調査範囲 ・土壌改修範囲 ・図示の範囲 調査内容 土壌表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示し、下地の欠損部の形状寸法等を調査する。 土壌屋根瓦の劣化損傷の状態を調査する。 調査方法 目視及び打診程度 既存部分の破壊を行った場合の修繕方法 ・図示 ・おこなわない 調査報告書の部数 ・2部																																																															
2. 敷地面積			②関係法令等	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速（V ₀ ＝32 m/s） 地表面粗度区分（Ⅲ） ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域 別表（ ） ○多雪区域の指定 ・あり ○なし ※ 行う ・行わない																																																																					
3. 工事種目			③工事実績情報の登録	設備工事との取合い ※ 図示（工事区分表による）																																																																					
4. 工期			4. 別契約の関連工事	※ 適用する		1. 1. 化学物質の濃度測定	※ 測定する 測定箇所数 ・8時間測定（ ）箇所 ※2.4時間測定（ ）箇所																																																																		
5. 改修工事内容			5. 電気保安技術者等	電気工作物の種類 事業用電気工作物に係る工事は、国土交通省近畿地方整備局宮精工事事業用電気工作物保安規程を（※ 適用（兼用）し、第11条に定める電気保安技術者をおくものとす。また、この者は、標準仕様書又は改修標準仕様書による電気保安技術者と業務することができ。)		②地中埋設物等	標準仕様書又は改修標準仕様書によるほか、下記による。 施工前に、当該工事に係る地中埋設物等（建物内又は既設コンクリート内の既設配管・配線も含む）について事前調査を行う。既設構造物の位置及び既設配管配線の経路等が不明な場合は、探査方法及び試験方法を監督職員と協議する。																																																																		
門構			⑥施工条件	工期中 ・執務並行改修 ○ 工事エリア内無人 改修 ○ その他（ 工事補足説明等による（ ））		2 仮設工事	「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別編1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（2）手すり設置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行う。																																																																		
土塀			⑦発生材の処理等	特別管理産業廃棄物 <table><tr><td>・炭石綿等</td><td></td></tr><tr><td>・P C B含有物</td><td></td></tr><tr><td>・P C B含有シーリング材</td><td></td></tr></table> ・現場において再利用を図るもの（ ） ○ 引渡しを要するもの（○ 金属類等 ） ○ 再資源化を図るもの ※工事補足説明事項による ○ その他発生材 ※工事補足説明事項による（ ） ・アスベスト含有成形板 ※工事補足説明事項による		・炭石綿等				・P C B含有物		・P C B含有シーリング材																																																													
・炭石綿等																																																																									
・P C B含有物																																																																									
・P C B含有シーリング材																																																																									
土塀			⑧環境への配慮	1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びステレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-n-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く）が追加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の③又は④に該当する材料を指し、同区分「第三种」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三种ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三种ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料																																																																					
土塀			⑨材料の品質等	1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常すべき品質及び性能を有するものとする。 2) 備欄中に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用の場合は監督職員の承認を受ける。 3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 4) 本工事に使用する材料のうち、5) に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書等の写し等）を監督職員に提出して承認を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 <table><tr><th>品 目</th><th>細 目</th></tr><tr><td>床型特用鋼製デッキプレート</td><td></td></tr><tr><td>鉄骨柱下無収縮モルタル</td><td></td></tr><tr><td>無収縮グラウト材</td><td></td></tr><tr><td>乾式保護材</td><td></td></tr><tr><td>透水・保水性床材及びびく</td><td></td></tr><tr><td>既設鋼合材（外工工事用）</td><td></td></tr><tr><td>ルーフドレイン</td><td></td></tr><tr><td>吸水調整材</td><td></td></tr><tr><td>緩衝材</td><td>a. 本結まり付きビク b. シンダ 箱説 c. シンダ 本結まり説</td></tr><tr><td>クローザ類</td><td>a. ドアクローザ b. ヒンジクローザ c. フロアヒンジ</td></tr><tr><td>自動扉機構</td><td>a. 制御装置・駆動装置 b. 検出装置</td></tr><tr><td>自閉式吊り引き戸機構</td><td></td></tr><tr><td>重量シャッター</td><td></td></tr><tr><td>軽量シャッター</td><td></td></tr><tr><td>オーバーヘッドドア</td><td></td></tr><tr><td>防水剤</td><td></td></tr><tr><td>現場発泡断熱材</td><td></td></tr><tr><td>（特定FODによるものを除く）</td><td></td></tr><tr><td>フリーアクセスフロア</td><td>a. 3.000N b. 5.000N</td></tr><tr><td>可動間仕切</td><td></td></tr><tr><td>移動間仕切</td><td></td></tr><tr><td>トイレブース</td><td></td></tr><tr><td>煙突用成形ライニング材</td><td></td></tr><tr><td>天井点検口</td><td></td></tr><tr><td>床点検口</td><td></td></tr><tr><td>グレーチング</td><td></td></tr><tr><td>人工屋上緑化システム</td><td></td></tr><tr><td>トッ普拉イフ</td><td></td></tr><tr><td>エポキシ樹脂</td><td></td></tr><tr><td>タイル部分強替え用接着剤</td><td></td></tr><tr><td>ポリマーセメントモルタル</td><td></td></tr><tr><td>既設鋼合目地材</td><td></td></tr><tr><td>鋼鉄敷ふた</td><td></td></tr></table>	品 目	細 目	床型特用鋼製デッキプレート		鉄骨柱下無収縮モルタル		無収縮グラウト材		乾式保護材		透水・保水性床材及びびく		既設鋼合材（外工工事用）		ルーフドレイン		吸水調整材		緩衝材	a. 本結まり付きビク b. シンダ 箱説 c. シンダ 本結まり説	クローザ類	a. ドアクローザ b. ヒンジクローザ c. フロアヒンジ	自動扉機構	a. 制御装置・駆動装置 b. 検出装置	自閉式吊り引き戸機構		重量シャッター		軽量シャッター		オーバーヘッドドア		防水剤		現場発泡断熱材		（特定FODによるものを除く）		フリーアクセスフロア	a. 3.000N b. 5.000N	可動間仕切		移動間仕切		トイレブース		煙突用成形ライニング材		天井点検口		床点検口		グレーチング		人工屋上緑化システム		トッ普拉イフ		エポキシ樹脂		タイル部分強替え用接着剤		ポリマーセメントモルタル		既設鋼合目地材		鋼鉄敷ふた		
品 目	細 目																																																																								
床型特用鋼製デッキプレート																																																																									
鉄骨柱下無収縮モルタル																																																																									
無収縮グラウト材																																																																									
乾式保護材																																																																									
透水・保水性床材及びびく																																																																									
既設鋼合材（外工工事用）																																																																									
ルーフドレイン																																																																									
吸水調整材																																																																									
緩衝材	a. 本結まり付きビク b. シンダ 箱説 c. シンダ 本結まり説																																																																								
クローザ類	a. ドアクローザ b. ヒンジクローザ c. フロアヒンジ																																																																								
自動扉機構	a. 制御装置・駆動装置 b. 検出装置																																																																								
自閉式吊り引き戸機構																																																																									
重量シャッター																																																																									
軽量シャッター																																																																									
オーバーヘッドドア																																																																									
防水剤																																																																									
現場発泡断熱材																																																																									
（特定FODによるものを除く）																																																																									
フリーアクセスフロア	a. 3.000N b. 5.000N																																																																								
可動間仕切																																																																									
移動間仕切																																																																									
トイレブース																																																																									
煙突用成形ライニング材																																																																									
天井点検口																																																																									
床点検口																																																																									
グレーチング																																																																									
人工屋上緑化システム																																																																									
トッ普拉イフ																																																																									
エポキシ樹脂																																																																									
タイル部分強替え用接着剤																																																																									
ポリマーセメントモルタル																																																																									
既設鋼合目地材																																																																									
鋼鉄敷ふた																																																																									
1. 共通仕様					3. 既存部分の養生	1) 養生の方法等 ・既存部分 養生の方法（※ビニールシート、合板等） ・既存部材、既存設備等 養生の方法（※ビニールシート等） ・既存ブラインド、カーテン等 養生の方法（※ビニールシート等） ・備品、机、ロッカー等の移動（・図示 ・地下1.2.3.4階ホールで保管） 2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。																																																																			
2. 特記仕様					4. 仮設間仕切り	1) 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 ・図示 2) 仮設間仕切りの種類と材質等 <table><tr><th>種 別</th><th>下 地</th><th>仕 上 げ（厚さmm）</th><th>塗 装</th><th>充填</th></tr><tr><td>・A種</td><td>・木</td><td>・せっこうボード（9.5mm）</td><td>・無し</td><td>・グラスウール</td></tr><tr><td>・B種</td><td>・軽量鉄骨</td><td>・合板（9mm）</td><td>・片面</td><td></td></tr><tr><td>※C種</td><td>単管</td><td>防炎シート</td><td></td><td></td></tr></table>	種 別	下 地	仕 上 げ（厚さmm）	塗 装	充填	・A種	・木	・せっこうボード（9.5mm）	・無し	・グラスウール	・B種	・軽量鉄骨	・合板（9mm）	・片面		※C種	単管	防炎シート																																																	
種 別	下 地	仕 上 げ（厚さmm）	塗 装	充填																																																																					
・A種	・木	・せっこうボード（9.5mm）	・無し	・グラスウール																																																																					
・B種	・軽量鉄骨	・合板（9mm）	・片面																																																																						
※C種	単管	防炎シート																																																																							
3. 共通仕様					5. 監督職員事務所	・設ける ○ 設けない ・既存建物の一部を使用する ・構内に新設 規模（・10 ・20 ・35 ・ ）㎡程度 仕上の程度 下表を標準とする <table><tr><th>部位等</th><th>仕 上 げ</th></tr><tr><td>床</td><td>合板張り又はビニール床シート張り</td></tr><tr><td>内壁・天井</td><td>合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り</td></tr><tr><td>屋根</td><td>塗装済軽量鉄骨つき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合ペイント塗り</td></tr></table> 監督職員事務所の備品等 ・設ける（種数及び数量は監督職員の指示による） ・設けない 構内既存の施設 ○ 利用できる（※ 有償 ・ 無償 ） ・ 利用できない 構内既存の施設 ○ 利用できる（※ 有償 ・ 無償 ） ・ 利用できない	部位等	仕 上 げ	床	合板張り又はビニール床シート張り	内壁・天井	合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り	屋根	塗装済軽量鉄骨つき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合ペイント塗り																																																											
部位等	仕 上 げ																																																																								
床	合板張り又はビニール床シート張り																																																																								
内壁・天井	合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り																																																																								
屋根	塗装済軽量鉄骨つき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合ペイント塗り																																																																								
4. 仮設間仕切り					6. 工事用水																																																																				
5. 仮設間仕切り					7. 工事用電力																																																																				
6. 仮設間仕切り					8. 仮設間仕切り																																																																				
7. 仮設間仕切り																																																																									
8. 仮設間仕切り																																																																									
9. 仮設間仕切り																																																																									
10. 一般共通事項																																																																									
1. 工事完成図のサイズはA3とする。																																																																									
2. 工事完成図はCADで作成し、印刷物とCADデータを含わせて提出する。																																																																									
3. 工事写真は、A4の工事写真帳に整理して1部提出することし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りでない。																																																																									
4. 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定の「公共建築木造工事標準仕様書（平成31年版（平成31年）」）（以下「木造標準仕様書」という。）による。																																																																									
5. 図面、本特記仕様書及び木造標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（平成31年）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。																																																																									
6. 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。																																																																									
7. 受注者は完了検査（中間検査を含む）時には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意すること。																																																																									
8. 特記仕様																																																																									
1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。																																																																									
2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と◎印のついた場合は、共に適用する。																																																																									
3) 特記事項に記載の[. . .]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。																																																																									
4) 特記事項に記載の（ . . . ）内表示番号は、木造標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。																																																																									
5) 図中の数字番号（O・OO・O：注Oには数字が入る）は、「建築工事標準詳細図（平成28年版）」の分類番号を指す。																																																																									
6) 図印は「図等」による環境物品等の調達推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」（令和2年2月7日変更閣議決定）に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。																																																																									
7) 改修標準仕様書及び標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守[1. 1. 1. 3]の規定を優先する。																																																																									
1. 共通仕様																																																																									
2. 特記仕様																																																																									
3. 共通仕様																																																																									
4. 仮設間仕切り																																																																									
5. 仮設間仕切り																																																																									
6. 仮設間仕切り																																																																									
7. 仮設間仕切り																																																																									
8. 仮設間仕切り																																																																									
9. 仮設間仕切り																																																																									
10. 一般共通事項																																																																									
1. 工事完成図のサイズはA3とする。																																																																									
2. 工事完成図はCADで作成し、印刷物とCADデータを含わせて提出する。																																																																									
3. 工事写真は、A4の工事写真帳に整理して1部提出することし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りでない。																																																																									
4. 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定の「公共建築木造工事標準仕様書（平成31年版（平成31年）」）（以下「木造標準仕様書」という。）による。																																																																									
5. 図面、本特記仕様書及び木造標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（平成31年）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。																																																																									
6. 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。																																																																									
7. 受注者は完了検査（中間検査を含む）時には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意すること。																																																																									
8. 特記仕様																																																																									
1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。																																																																									
2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と◎印のついた場合は、共に適用する。																																																																									
3) 特記事項に記載の[. . .]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。																																																																									
4) 特記事項に記載の（ . . . ）内表示番号は、木造標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。																																																																									
5) 図中の数字番号（O・OO・O：注Oには数字が入る）は、「建築工事標準詳細図（平成28年版）」の分類番号を指す。																																																																									
6) 図印は「図等」による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」（令和2年2月7日変更閣議決定）に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。																																																																									
7) 改修標準仕様書及び標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守[1. 1. 1. 3]の規定を優先する。																																																																									
1. 共通仕様																																																																									
2. 特記仕様																																																																									
3. 共通仕様																																																																									
4. 仮設間仕切り																																																																									
5. 仮設間仕切り																																																																									
6. 仮設間仕切り																																																																									
7. 仮設間仕切り																																																																									
8. 仮設間仕切り																																																																									
9. 仮設間仕切り																																																																									
10. 一般共通事項																																																																									
1. 工事完成図のサイズはA3とする。																																																																									
2. 工事完成図はCADで作成し、印刷物とCADデータを含わせて提出する。																																																																									
3. 工事写真は、A4の工事写真帳に整理して1部提出することし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りでない。																																																																									
4. 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定の「公共建築木造工事標準仕様書（平成31年版（平成31年）」）（以下「木造標準仕様書」という。）による。																																																																									
5. 図面、本特記仕様書及び木造標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（平成31年）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。																																																																									
6. 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。																																																																									
7. 受注者は完了検査（中間検査を含む）時には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意すること。																																																																									
8. 特記仕様																																																																									
1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。																																																																									
2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と◎印のついた場合は、共に適用する。																																																																									
3) 特記事項に記載の[. . .]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。																																																																									
4) 特記事項に記載の（ . . . ）内表示番号は、木造標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。																																																																									
5) 図中の数字番号（O・OO・O：注Oには数字が入る）は、「建築工事標準詳細図（平成28年版）」の分類番号を指す。																																																																									
6) 図印は「図等」による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」（令和2年2月7日変更閣議決定）に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。																																																																									
7) 改修標準仕様書及び標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守[1. 1. 1. 3]の規定を優先する。																																																																									
1. 共通仕様																																																																									
2. 特記仕様																																																																									
3. 共通仕様																																																																									
4. 仮設間仕切り																																																																									
5. 仮設間仕切り																																																																									
6. 仮設間仕切り																																																																									
7. 仮設間仕切り																																																																									
8. 仮設間仕切り																																																																									
9. 仮設間仕切り																																																																									
10. 一般共通事項																																																																									
1. 工事完成図のサイズはA3とする。																																																																									
2. 工事完成図はCADで作成し、印刷物とCADデータを含わせて提出する。																																																																									
3. 工事写真は、A4の工事写真帳に整理して1部提出することし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りでない。																																																																									
4. 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定の「公共建築木造工事標準仕様書（平成31年版（平成31年）」）（以下「木造標準仕様書」という。）による。																																																																									
5. 図面、本特記仕様書及び木造標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（平成31年）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。																																																																									
6. 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。																																																																									
7. 受注者は完了検査（中間検査を含む）時には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意すること。																																																																									
8. 特記仕様																																																																									
1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。																																																																									
2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と◎印のついた場合は、共に適用する。																																																																									
3) 特記事項に記載の[. . .]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。																																																																									
4) 特記事項に記載の（ . . . ）内表示番号は、木造																																																																									

①材料

木工事

②表面仕上げ

③木材の耐候性処理

④木材の防虫処理

5.外壁通気構法下地

6.和室の造作

14屋根及びとい工事

①材料

②金属板葺

3折板葺

特記事項

<10.2.2>
木工事に使用する木材等は、使用材料表1による
<10.2.3>
木工事に使用する合板等は、使用材料表10による
<10.2.4>
・釘
・JIS A 5508 材質（鉄）
・JIS A 5508に規定されているもの以外の釘材質
・造作材化粧面の釘打ち
※隠し釘打ち ・釘頭埋め木
・つよし頭釘打ち ・釘頭現し
・木ねじ
・JIS B 1112又は JIS B 1135
材質 ※ステンレス
・JIS B 1112又は JIS B 1135に規定されているものの以外のもねじ
材質
<10.1.3>
<表10.1.1>
<表10.1.1>
・製材の表面仕上げ
・機械加工 ・A種 ・B種 ・C種
・手加工 ・H-A種 ・H-B種 ・H-C種
※造作材はH-B種 ※下地材はH-C種
・造作用集成材の表面仕上げ
・機械加工 ・A種 ・B種 ・C種
屋外に使用する仕上げ木材
・木材保護塗料塗り
施工箇所 図示
種類別 A種 ・B種
施工箇所 図示 ・本欄構成部材すべて
処理方法 図示 ・薬剤（ピレスロイド系）噴霧の上、欠損箇所充填
<10.8.2>
積雪地の場合の下地補強

工法種別	補強方法	補強高さ(mm)
・縦通気銅線工法	※木造標準仕様書10.8.2(7)(h)による	
・横通気銅線工法	※木造標準仕様書10.8.2(7)(i)による	

<10.10.1>
柱 ・背割不要の処理

<14.2.2>
カラーステン板 曲加工
<14.3.2～8>

板及びひきの種類	塗装の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺形式	固定釘等々の材質
※JIS G 3322 鋼板用鋼管			平葺（一文字葺） 心木あり瓦棒葺 心木なし瓦棒葺 模葺 立平葺	

心木の防腐・防蟻処理方法（ ）
・平葺（一文字葺）の工法
・はぜの作り方 ※図示
・心木あり瓦棒葺の工法
・鋼板以外の板による屋根一般部分の工法
溝板及びキャップの留付け方 ※木造標準仕様書14.3.5(3)(7)(g)による
瓦棒の間隔 ※図示
・鋼板による屋根一般部分の工法
瓦棒の間隔 ※図示
・心木なし瓦棒葺の工法
屋根の流れ方向に並行な壁との取合い部
・雨押さえを付ける場合 ※木造標準仕様書14.3.6(4)(a)による
・雨押さえを用いない場合 ※木造標準仕様書14.3.6(4)(b)による
工法
吊子、各部の釘の留付け間隔 図示
建築基準法に基づく風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法
雪止め ・設置する（施工箇所 図示）
<14.4.2.3><表14.3.1>

施工箇所	形式	山高、山ビッチによる区分	耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板	耐火性能
	重ね形		()種			有り	30分
	はげ縁め形					無し	無し

材料 板及びコイルの種類（ ）
塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号（ ）
断熱材 ・有り（種別： 厚さ(mm)： 防火性能： 時間）
・無し
タイフフレームを留め付ける下地材

材質	形状	寸法

工法
建築基準法に基づく風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

章項目

特記事項

4.粘土瓦葺

①モルタル塗り

左官工事

<14.5.2.3>

種類		役物									大きさ	産地等
形状による区分	製法による区分	寸法による区分	野瓦	釜面戸瓦	のし瓦	窓瓦	巴瓦	敷き平瓦				
・J形瓦			*	*	*	*	*	*	*	*※図示		
・S形瓦			*	*	*	*	*	*	*			
・F形瓦			*	*	*	*	*	*	*			
・本瓦	いぶし瓦	※図示	*	*	*	*	*	*	*			指定なし

補強用心木はステンレス製とする。（図示）
工法
建築基準法に基づく風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法
緊結線併用土葺工法 ※図示
材料
・既存の瓦を解体し、劣化状況を点検の上再利用し、劣化の進んだものは交換する。
・交換する瓦は、保管品を支給する。
・支給品が不足する場合は、新規に制作するものとする。
・新規瓦は、在来の紋様形状寸法に倣って作成し、見本品を提出する。
・新規瓦は下記の条件を満たすものとする。
1) 焼成1000℃以上を6時間以上持続し、最高温度で1100℃以上とする。
2) 吸水率10%以下（工業試験場の試験成績表を提出）の片面耐水性日本瓦とする。
・新規瓦には裏に修理年度を刻印する。
・葦土は、粘土に6cm前後の葉すきを適量混入して十分に練り返したものとする。
・桧木は設けない
工法
・本瓦葺の工法は、次による。
(1) 平瓦は土葺とし、桧木は設けない。左官下地（土居葺）上部に防草きの要領で施工する。
(2) 平葺は、既存の割り付けに従って軒先及び妻側の瓦割を行い、敷平瓦を敷込み。
軒唐草瓦を敷込む。又、軒唐草瓦は、18番銅線にてすべて下地に繋ぎ止める。
(3) 軒巴瓦は、すべて16番銅線にてステンレスの心木下地に繋ぎ止める。
(4) 素丸瓦は、全数18番銅線にて全数を下地のステンレス心木に18番銅線で緊結び、瓦下は南蛮漆喰を飼込む。

棟の工法
※7寸伏せ棟 ・のし積み棟 図示
・棟積の工法は、次による。
(1) 棟積は、棟積み偏数は既存に倣って通り違いに、肌のし瓦より順次南蛮漆喰を十分飼い込みつつ通りよく丁寧に上げる。
(2) のし瓦、模瓦部分は、全数を下地のステンレス心木に18番銅線で緊結する。
棟の工法 ・木造標準仕様書14.5.3(5)(7)(a)までによる <14.6.2>

種類	寸法(mm) (全長×全幅)	役物 横 けらば	着色(色調)	備考
・平形		*	無 ・有()	
・波形		*	無 ・有()	

工法
建築基準法に基づく風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法
雪止め ・設置する（図示）
<14.7.2>

品質	形状	色調	寸法(mm)	備考

工法
建築基準法に基づく風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法
雪止め ・設置する（図示） <14.8.2.3><表14.8.1>
この材料
・金属材料（銅板を除く。）
種類 ・木造標準仕様書表14.8.1 ()
板厚 ・
・谷どい
種類 ・木造標準仕様書表14.8.1 ()
板厚 ・
・銅板
板厚 ※一般部0.35mm、谷どい部0.4mm
・硬質塩化ビニル樹脂
種類 ()
外径 ()
厚さ ()
長さ ()
この受金物
材料 ・溶融亜鉛めっきを用いた銅板製 ・銅板製
形状 ・市販品（この径100以下） ・25×4.5以上
足金物
材料 ・溶融亜鉛めっきを用いた銅板製 ・銅板製
多雪地域 ・適用する ・適用しない
硬質塩化ビニル製集水樋の形状 図示
硬質塩化ビニル製あんこうの形状 図示

章項目

特記事項

2.ラス系下地

①ラス系下地

18塗装工事

ラス系下地 (15.2.4)
・通気工法単層下地
換気口部の防水処理
・通気工法二層下地
直張りラスモルタル下地
直張りラスシートモルタル下地
・耐力壁、防火構造、準防火構造等の指定（ ）
ラスの材料
素材による区分 ()
種類 ()
単位面積当たりの質量 ()
3.セルフレベリング材塗り (15.5.2) (表15.5.1)
4.仕上塗材仕上げ (15.5.2)
建物内部に使用する塗料ホルムアルデヒド放数量 ※規制対象外
仕上塗材の種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材 S i	*	砂壁状 可とう形外装薄塗材 S i ・ゆず肌状（吹付け ローラー塗り） ・外装薄塗材 E 可とう形外装薄塗材 E ・平たん状 ・防水形外装薄塗材 E ・凹凸状（吹付け こて塗り） ・外装薄塗材 S 青色骨材砂壁状（吹付け こて塗り） 内装薄塗材 C ・砂壁状じゅらく 内装薄塗材 L ・京壁状じゅらく 内装薄塗材 S i 内装薄塗材 E 吸放湿性 ・適用する ・適用しない
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材 C ・外装厚塗材 S i ・外装厚塗材 E 内装厚塗材 C 内装厚塗材 L 内装厚塗材 G 内装厚塗材 S i 内装厚塗材 E	*	吹出し ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし ・外装厚塗材 C ・外装厚塗材 E ・外装厚塗材 C ・外装厚塗材 L ・外装厚塗材 G ・外装厚塗材 S i ・外装厚塗材 E 耐水性 ※耐雨形3種 ・溶媒 ※水系 ・溶剤系 ・樹脂 ※アクリル系 ・防水形厚塗材 C E ・防水形厚塗材 E ・防水形厚塗材 R E ・増塗材 ・適用する ・適用しない
・軽量骨材仕上塗材	・吹付け軽量塗材 ・吹付け軽量塗材	*	

内装目地の形状 ・ ※V形目地付き (15.6.4)
種類 ・ A種 ・ B種 (15.7.2)
下塗り (15.8.3)
・既調合プaster（下塗り用）
・現場調合プaster（下塗り用）
上塗り
・既調合プaster（上塗り用）
・しっくい塗り
8. ロックウール吹付け (15.12.2.3)
ロックウールのホルムアルデヒド放数量 ※規制対象外
接着剤のホルムアルデヒド放数量 ※規制対象外
仕上げ吹付け厚さ(mm) ・図示 ・25
⑨ しっくい塗り (15.10.2.3)
現場調合材料 ※標準仕様書15.10.2(1)(7)による
既調合材料
製造所 ()
種類 ()
下地
土壌下塗りおよび一部木ずり（土壌台輪部分）
調合及び塗厚（ただし、塗厚は、図-10/18による）
・木ずり下地の場合 ※標準仕様書表15.10.1
・こまじ土壁下地の場合 ※標準仕様書表15.10.2
10. こまじ壁塗り (15.11.2.3.4.5.7.8)
のり
・土壁用ののり ※つのみた ・ふりのり ・ぎんなんそう ・粉末海藻
・砂壁用ののり ※ふのり ・つのみた ・こんにゃくのり
・のりにかわ ・合成樹脂系混和剤
色土
・土物仕上げに用いる色土の種類 ()
・大津仕上げに用いる色土の種類 ()
色砂の種類
・天然砂と岩石の砕砂
・人工的に着色・製造したもの
調合
下塗りの調合 ※標準仕様書表15.11.2
塗厚
※標準仕様書表15.11.3による
・建築基準法に基づく耐力壁の指定がある場合（ ）
工程 ※A種 ・ B種 シート厚 0.69mm
・土物仕上げ
種類
・土物仕上げ工法
水ごね土物1工法 ・水ごね土物2工法
・のりさし土物工法 ・のりこね土物工法
・砂壁仕上げ工法
・切返し仕上げ工法
・大津仕上げ
種類
・普通大津仕上げ工法
・大津みがき仕上げ工法

18塗装工事

屋内に使用する塗料ホルムアルデヒド放数量 (18.1.3)
※規制対象外
・防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする。（箇所： ） (18.2.2～7)

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種 ・ B種
	透明塗料塗りの場合	※B種 ・ A種
鉄鋼面		※C種 ・ A種 ・ B種
亜鉛めっき鋼面		・ A種 ・ B種
モルタル面及びプaster面		※B種 ・ A種
コンクリート面（DP以外）及び、ALCパネル面		※B種 ・ A種
押出成形セメント板面		・ A種 ・ B種
せっこうボード面及びその他ボード面	目地：隠目処理工法	※A種
	目地：隠目処理工法以外	※B種 ・ A種

⑩ 木部下地調整 [7.2.2]
・R A種
⑪ 鉄鋼面耐候性塗料塗り [7.8.2]
・R C種

1.材料
②素地ごしらえ

③ 雨止水塗料塗り (18.3.2.3)
<表18.3.1>

下地面等		工程の種別	塗料の種別
鉄鋼面	見え隠れ部分	※A種 ・ B種	・ A種 ・ B種
	見え隠れ部分	※B種 ・ A種	EP-G(屋内)の場合 ※B種 ・ A種
亜鉛めっき鋼面	隠蔽塗装等	※A種 ・ B種	※A種 ・ B種 ・ C種
	隠蔽塗装等以外	※B種 ・ A種	EP-G(屋内)の場合C種

<表18.4.1～18.14.2>

塗装		種別	塗料の種類	使用部位
・合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）	木部屋外	※A種 ・ B種	※1種 ・ 2種	
	木部屋内	※B種 ・ A種	※1種 ・ 2種	
	鉄鋼面	※B種 ・ A種	※1種 ・ 2種	・
	亜鉛めっき鋼面	—	※1種 ・ 2種	・
・クリヤラッカー塗り（CL）	鉄鋼面	※B種 ・ A種	—	
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（NAD）	鉄鋼面	※B種 ・ A種	—	
・耐候性塗料塗り（DP）	鉄鋼面	—	上塗り塗料の等級（1）級	
	亜鉛めっき鋼面			
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・ A種 ・ B種 ・ C種		
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（EP-G）	コンクリート面、モルタル面、プaster面、せっこうボード面その他ボード面等	※B種 ・ A種	—	
	屋内の鉄鋼面	※B種 ・ A種	—	
・合成樹脂エマルションペイント塗り（EP）	鉄鋼面	※B種 ・ A種	—	
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り（E P- T）	鉄鋼面	※B種 ・ A種	—	
・ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）	鉄鋼面	※B種 ・ A種	—	
・イリスチン塗り（OS）	塗料： ・水性 ・油性		—	

⑫ 材保護塗料塗り（WP） ※B種 ⑬ 種 —
高日射反射率塗装Gに適用する場合の適用箇所は屋上、屋根面の金属面とする。

1. 屋外雨水排水 (21.2.1.2) (表21.2.1.2)
材料

材質	種類・記号	形状	呼び径	備考
・通気力鉄筋コンクリート管	外圧管（1種）	・B形管	・図示	
・硬質ポリ塩化ビニル管	・RF-V P G ・RS-V U G ・VP ・VU		・図示 ・図示 ・図示 ・図示	

基礎の厚さ及び種類 ・図示
硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料 ※接着剤
※（2.1.2.1）(g) (1) ・図示
側境の形状及び寸法 ・図示
排水側の種類 ・図示
砂地帯に用いる材料 ・シルト ・山砂 ・川砂 ・砕砂
砂利地帯に用いる材料 ・再生クラッシャーランG
・切込砂利又は切込砕石
・現場打ちの場合のコンクリート材料 設計基準強度 ※18N/mm2
・現場打ちの場合の鉄筋 種類の記号 ※SD295A
・現場打ちの場合の足金物 ※標準仕様書21.2.2(6)(f)
材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ・合成樹脂被覆加工されたもの
凍上抑制層に用いる材料
砂の粒度試験 ・行う ・行わない

2. 側境、排水側等 (21.2.1)
側境、排水側等 ・図示
形状及び寸法
砂地帯に用いる材料 ※（2.1.2.1）(g) (1) ・図示
砂利地帯に用いる材料 ※（2.1.2.1）(g) (2) ・図示
コンクリート基礎等に用いる材料
※（6.14）
設計基準強度 18N/mm2とする。ただし、コンクリートが簡易な場合の調合（容積比）
セメント1：砂2：砂利4程度とする。
・図示
凍上抑制層に用いる材料
砂の粒度試験 ・行う ・行わない

3. 鉄鉄製ふた (21.2.1)

名称	種類	適用荷重	壁	備考
鉄鉄製マンホールふた	・水封形 簡易密閉形（パッキン式） ・密閉形（テーパー・パッキン式） ・中ふた付き密閉形（テーパー・パッキン式）	・T-2用 ・T-6用 ・T-20用	・有り ・無し	左記以外の品質等は(公社)空気調和衛生工学会SHASE-S209による。

④ 雨落溝 (21.3.1.2) (表21.3.1.2)
共通事項：雨落溝は土壌への水漏れ防止を目的とする。
設置レベルは、起伏のある現況地盤との関係を考慮し、監督職員と協議の上設定する。
既存雨落溝の補修
施工範囲：図示
施工内容：表面すき取りの上、既存縁石（自然石）変形箇所を掘え直し、調整。
側溝内 安曇川砂利φ15、厚50mm敷
雨落溝の新設
施工範囲：図示
施工内容：地表面すき取りの上、地先境界ブロックにて整形。
側溝内 安曇川砂利φ15、厚50mm敷
材料
※4層スパンボンド不織布 ポリプロピレン樹脂両面コーティング素材
シート厚 0.6mm以上
防根シートの寸法および施工範囲 ※図示

⑤ 防根シート (21.3.1.2) (表21.3.1.2)
・縁石 形状寸法 図示

公園名称

京都市御苑

工事名称

令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事

図面名称

改修特記仕様書2

縮尺

年月日

令和7年3月

図面番号

3 / 26

会社名

株式会社環境・建築研究所

照査

設計

事務所名

環境省京都御苑管理事務所

照査

設計

木質工事特記仕様書

1. 一般事項

- (1) 適用範囲
※本仕様書は建築物及び工作物の構造上主要な部分に木材・木質材料を用いる工事に適用する。
木造の構法は、建築基準法施行令第3章3節に規定する木造軸組工法に適用する。
- (2) 設計図書
設計図書とは標準図、特記仕様書、設計図、指示書（現場説明書及び質疑回答書を含む）をいう。
- (3) 準拠する図書
設計図書に記載なきものは下記の図書に準拠する。（※全て最新版による。）
「木造住宅工事仕様書」（住宅金融支援機構監修）
「公共建築木造工事標準仕様書」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
「木造計画・設計基準」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
「木造軸組工法住宅の許容応力度設計」（日本住宅・木材技術センター）
「日本工業規格 JIS A3301-2015 木造校舎の構造設計標準」
上記の仕様書に記載無き場合は、公共規格又はこれに準ずる規格を適用する。
- (4) 設計図書の優先順位
設計図書の優先順位は下記による。
1. 指示書（現場説明書及び質疑回答書） 3. 特記仕様書
2. 設計図 4. 標準図
- (5) 疑義
疑義を生じた場合や工法の提案を行いたい場合には監理者に申し出、その処理方法について協議する。
- (6) 製作要領書及び施工計画書の作成・提出
工事に先立ち、製作要領書や施工計画書を作成し、監理者の承諾を受ける。
- (7) 施工図及びプレカット図の提出
工事に先立ち各種の施工図を作成し監理者の承諾を受ける。また、必要に応じて接合部のモックアップの作成を行う。プレカット工場を使用する場合には、プレカット図を施工図と位置づける。
- (8) 製作工場の選定、承諾
設計図書に基づき、当該工事の規模、加工内容に応じた技術と設備を備え、かつ自主管理能力を有した製作工場及び木工技能者を選定し、監理者の承諾を受ける。
- (9) 各種試験・検査報告書の提出
施工者は、各種工事の試験・検査結果ならびに施工記録を提出する。

2. 材料の品質 ☒は適用項目を示すものとする。

- 2.1 木質材料
構造材は、「JAS材」または、「KTS」材とする。（磨き丸太を除く）
註. 「KTS」材とは、「京都木材規格」をいう。

- (1) 構造用製材
本項の内容は特記無き限り、構造用製材を対象とし、製材の日本農林規格に準拠する。
☒【構造用製材】

部 位	樹種名	強度等級	乾燥処理	保存処理	材面の美観
土台	ヒノキ	無等級	未仕上材 D20 仕上材 SD15	K3	
柱	スギ				
梁、母屋、棟木	スギ				
間柱、筋交	スギ				
小屋梁、雲筋交、方柱、火打	スギ				
垂木	スギ				

京都市域産材を使用し、間柱は、並み以上とする。それ以外については、見え掛り部分は
上小節を使用し、見え隠れ部分は、京一等以上を使用すること。

- ☒ 主要構造部には機械等級区分製材を用いることを原則とする。
背割りを行う部材の有無
☒ 有（背割りを行う場合は、見えがかり部・相欠き部材・構造用合板の釘接合面には行わない。）
ただし、磨き丸太については、背割りの後理木を行うこと。

- ☐ 無
☒ 強度等級を指定した材料は特に、材料の欠点の節、目切れ等に注意して材料を選定し、仕口
や接合部に欠点が当たらないように注意する。
☒ 材の曲がりについては、上記にかかわらず目視等級 1 級相当とする。

- (2) 構造用集成材、構造用単板積層材 (LVL)
本項の内容は特記無き限り、集成材及び単板積層材の日本農林規格に準拠する。
☐【構造用集成材・LVL】
ラミナの枚数や特殊な試験については必要に応じて特記する。
- | 部 位 | 樹種名 | 品 名
(LVLの場合は区分) | 強度等級
(LVLの場合は曲げ性能) | 材面の品質
(構造用合板の場合に記入) | 使用環境 | ホルムアルデヒド
放 散 量 |
|-----|-----|--------------------|-----------------------|------------------------|------|-------------------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

- (3) 構造用合板、構造用パネル (OSB)、パーティクルボード、MDF等
本項の内容は特記無き限り、合板及び構造用パネルの日本農林規格又はパーティクルボード及び
MDF等の日本工業規格に準拠する。
☒構造用合板・構造用パネル (OSB)、パーティクルボード、MDF等】
単板の樹種及び構成や防虫処理については必要に応じて特記する。

部 位	強度等級 (OSBの場合は曲げ性能)	板面の品質 (注1)	接着の程度 (構造用合板の場合に記入)	寸 法	ホルムアルデヒド 放 散 量
耐力壁	JAS2級	C～D	特類	厚さ 12mm	F☆☆☆☆

注1. 構造用合板の板面の品質は、通常は 1 級がB-C、2 級がC-D
OSBの場合は、表面及び裏面に木材の小片の浮き上がりがないこと及び側面の切断面が平滑であること。
注2. 特注品の場合は納期に注意すること (2ヶ月以上)

- (4) 丸太・そま角
☐【丸太・そま角】
本項の内容は特記無き限り、素材の日本農林規格などに準拠する。
- | 部 位 | 樹種名 | 縦振動ヤング係数区分 | 仕様等 |
|-----------------------------------|-----------|------------|-----------|
| 便所独立柱 | スギ (市域産材) | E f 70 | 磨き丸太 外形無地 |
| ヤング率を測定する場合は、監督員との協議により方法を決定すること。 | | | |

- 2.2 接合具
接合具の材質は一般普及品を使用することを原則とし、特殊なものを使用したい場合は特記とする。
接合具に錆を生じる恐れのある場合は適切な防錆処理を施す。鋼材の表面処理は特記による。標準
めっき処理は溶融亜鉛めっき鋼板：Z27 (JIS G 3302) 電気亜鉛めっき：Ep-Fe/Zn8/CM2とする。

- (1) くぎ、木ネジ
- | 種 類 | 材 質 | 径 (mm) | 長さ (mm) | 使用箇所 | 頭部／胴部形状 | |
|---|-------|------------|---------|------|------------|----------------------------------|
| ☒ N 釘 | 鉄 | JIS G 3532 | SWM-N | 2 | 50, 75, 90 | 耐力壁、床板、屋根
皿頭網目付き
/スムース |
| ☐ C N 釘 | 鉄 | JIS G 3532 | SWM-N | | | 耐力壁、床板、屋根
平頭フラット |
| ☐ Z N 釘 | 鉄 | JIS G 3532 | SWM-N | | | 補強金物
平頭フラット/バープ |
| ☒ S 釘 | ステンレス | JIS G 4309 | SUS304 | | | 耐力壁、床板、屋根
皿頭フラット及び
網目付き/スス |
| ☐ G N 釘 | 鉄 | JIS G 3532 | SWM-N | | | 石膏ボード用
平頭フラット |
| ☐ | | | | | | |

- (2) 木質構造用ビス
- | 製品名 | 径 (mm) | 長さ (mm) | 使用箇所 |
|---|--------|---------|--------|
| ☒ 木質構造用ビス | 設計図による | 設計図による | 設計図による |
| ☐ | | | |
| ☐ | | | |
| ☐ | | | |

- (3) ボルト、ナット、座金
ボルト・ナットはJIS B 1180、JIS B 1181の規格及び付属書JAIによる。
- | 種 類 | 材 質 | 径 (mm) | 長さ (mm) | 防錆処理、使用箇所など |
|--|------------|--|--|-----------------------------------|
| ☒ 呼び径六角ボルト
☐ 有効径六角ボルト
☐ 全ネジボルト
☐ | 鉄
ステンレス | JIS B 9404
JIS G 3505
JIS G 3507-1
JIS G 4303 | SS400
SWRM8～10
SWRCH8～10
SUS304 | 設計図による
設計図による
生地 |
| ☒ アンカーボルト
☐ | 鉄
ステンレス | JIS G 3101
JIS G 3138
JIS G 3505
JIS G 3507-1
JIS G 4303 | SS400
SNR400B-490B
SWRM8～10
SWRCH8～10
SUS304 | 設計図による
生地 |
| ☒ 角座金
☒ 座金
☐ | 鉄
ステンレス | JIS G 3131
JIS G 4303 | SPHC
SS400
SUS304 | 設計図による
設計図による
(生地) カラーステンレス |

・設計図及び標準図記載以外の座金は、特記なき限り用途ごと (引張、せん断) に下表により使い分ける。
尚、ボルトとの組み合わせにより耐力が決まっている羽子板ボルト等の座金は、その仕様に準ずる。(単位：mm)

座金の大きさ	ボルト径					
	8	10	12	16	20	24
引張を受けるボルト	厚さ	4.5	4.5	6	9	13
	角座金の一辺	40	50	60	80	105
	丸座金の直径	45	60	70	90	120
せん断を受けるボルト	厚さ	3.2	3.2	3.2	4.5	6
	角座金の一辺	25	30	35	50	60
	丸座金の直径	30	35	38	48	58

- (4) ドリフトピン、ラグスクリュー、木栓
- | 種 類 | 材 質 | 径 (mm) | 長さ (mm) | 防錆処理、使用箇所など |
|--|--------------|------------|------------------------------|---|
| ☐ ドリフトピン | 鉄 | JIS B 1180 | 強度区分4.6又は
は4Tに適合する
炭素鋼 | φ13 113
☐ ユニクロームメッキ
☐ () |
| ☐ ラグスクリュー
(コーチボルト) | 鉄 | JIS B 1180 | 強度区分4.6又は
は4Tに適合する
炭素鋼 | ☐ 電気亜鉛めっき
☐ () |
| ☒ 木栓 | 堅木 (樹種：ヒノキ) | | | |

- ・ドリフトピンの先端テーパー部の長さ：10mm以下
・木栓はナラ・ケヤキ・カシ等、気乾比重0.6以上の広葉樹で、節や目切れ等の欠点の無いもの
とし先端は、3～5mm程度面取りすること。

- (5) 接合金物、鋼材、ステンレス鋼材
- | 種 類 | 品 名 | 短期許容接合耐力 | メーカー等 | 防錆処理、使用箇所など |
|---|---------|----------|--------|--|
| ☐ 筋かみ耐力壁の
接合部 | 設計図による | 設計図による | 設計図による | ☐ 溶融亜鉛めっき ☐ 電気亜鉛めっき
☐ 溶融亜鉛めっき ☐ 電気亜鉛めっき |
| ☒ 柱脚接合部 | 設計図による | 設計図による | 製作品 | ☐ 溶融亜鉛めっき ☐ 電気亜鉛めっき
☐ 溶融亜鉛めっき ☐ 電気亜鉛めっき
☐ 溶融亜鉛めっき ☐ 電気亜鉛めっき
☐ 溶融亜鉛めっき ☐ 電気亜鉛めっき |
| | | | | ☐ 溶融亜鉛めっき ☐ 電気亜鉛めっき |
| | | | | ☐ 溶融亜鉛めっき ☐ 電気亜鉛めっき |
| | | | | ☐ 溶融亜鉛めっき ☐ 電気亜鉛めっき |
| ☐ 横架材接合部 | 設計図による | 設計図による | 設計図による | ☐ 溶融亜鉛めっき ☐ 電気亜鉛めっき
☐ 溶融亜鉛めっき ☐ 電気亜鉛めっき |
| ☐ 鋼材 | ス마트プレート | | BXカネシシ | ☐ ()
☐ ()
☐ ()
☐ () |

- (6) 接着剤 (接着接合)
ここでいう接着接合とは、建設現場で用いるものを対象とする。
- | 製品名 | 使用箇所 | 備 考 |
|--------------------------|------|-----|
| ☐ | | |
| ☐ | | |
| ☐ | | |

3. 耐久性 (防腐・防蟻・耐候処理) ☒図を適用

- (1) 木材の防腐・防蟻処理
木材の防腐・防蟻処理は以下のいずれかとする。
・高耐久材の使用 (注：部材は心材あるいは心持ち材または集成材とする)
☒工場処理材 (注：現場の加工、切断、穿孔箇所などは、現場処理に準じる)
保存処理材 (性能区分) ： K5 K4 (K3) K2 K1
AO認証保存処理材： 1種 (2種) 3種
☒現場処理：塗布、吹付、浸漬 (特記無き場合は、処理量： 300ml/m²、処理回数：2回)
(注：接合部、亀裂部、コンクリートなどに接する部分は、特に入念な処理を行う。
給排水用塩化ビニル管に接する部分は、薬剤による損傷を防ぐため管を保護する。
処理方法は、日本しろあり対策協会の標準仕様書に準じる。)
- 使用薬剤：日本しろあり対策協会または日本木材保存協会の認定品とする。
- | 使用部位 | 高耐久材 | 工場処理材 | 現場処理 |
|----------------|------------------------------|---|--|
| 土台 | ☐ () | ☒ K3 ☐ () | ☐ 塗布 |
| 外周柱下部1m | ☐ () | ☐ K3 ☐ () | ☐ 塗布 |
| 外周筋かい下部1m | ☐ () | ☐ K3 ☐ () | ☐ 塗布 |
| 外周木質系面材耐力壁下部1m | ☐ () | ☐ K3 ☐ () | ☐ 塗布 |
| 水周り | ☐ () | ☐ K3 ☐ () | ☐ 塗布 |
| その他 | ☐ () | ☐ K3 ☐ () | ☒ (塗布) |

(2) 土壌処理
☐防蟻薬剤による処理：薬剤 ()
特記無き場合は、日本しろあり対策協会または日本木材保存協会認定品、あるいはこれと同等
以上の効力を有するものとする。
☐防蟻薬剤による処理と同等以上の対策 ()
☐土壌処理省略 ☐北海道 ☐東北 ☐北陸 ☐ ()
注：処理範囲は、外周部基礎の内側、内部部基礎の周辺20cm、東石等の周囲20cm
を標準とし、処理方法は日本しろあり対策協会の標準仕様書に準じる。

- (3) 耐候処理 (塗装)：劣悪環境に置かれる木材等を対象とする。
- | 部位 | 製品名 (会社名) | 塗り回数 |
|----------|------------|------|
| 素地あらわし部分 | オスモカラー | 3回塗り |
| 素地あらわし部分 | キシラデコール | 3回塗り |
| 素地あらわし部分 | ノンロットB205Z | 3回塗り |

4. 材料品質の検査方法 ☒は適用項目を示すものとする。

- (1) 構造用製材
現場または加工工場に搬入された製材等は、加工に先立ち下記の要領で受け入れ検査を実施し、
速やかに監理者に報告する。また係員の立会いを要する検査については、指定された試験要領に
基づいて、適時抜き取り検査を実施する。社内検査で試験本数や抜き取り率の指定がない場合は原則
全数とする。検査の結果、性能を満たさない材料については適用箇所を変更する等の措置を行う。
- 検査項目
- ☒ 含水率測定 ☒ 抜き取り (部位：土台、柱、梁、垂木) ☐ 全数
☐ ヤング率測定 ☐ 抜き取り (部位：) ☐ 全数
☒ 材種・等級の確認 ☐ 抜き取り (部位：) ☒ 全数
☒ 外観検査 ☒ 抜き取り (部位：土台、柱、梁、垂木) ☐ 全数
☒ 寸法検査 ☒ 抜き取り (部位：土台、柱、梁、垂木) ☐ 全数
- ☒日本農林規格の目視等級区分構造用製材、機械等級区分構造用製材を使用する場合は
製造工場の認定書の写しを確認する。
☒ 含水率測定の時期は、監理者の指示による。
☒ 抜き取り検査は1000。各施工壁面2サンプルとする。
1サンプルづつ増やす。

- ・材種・等級は表示を確認し、外観・寸法検査は日本農林規格に準じて行う。
・含水率やヤング係数は刻印された表示の確認を原則とし、全乾重量法や静的ヤング係数試験は
公的試験場にて行う。含水率計は日本住宅・木材技術センター認定品を、動的ヤング係数は
全国木材組合連合会の認定品を用いて測定することを原則とする。
・全乾重量法や静的ヤング係数試験は 1 荷口につき確認する本数で示す。試験体は実際に使用
する同一部材の中から抽出し、木材の試験方法 (JIS Z 2101) に準ずる。
・特記無き場合は、含水率計による測定は、製材加工後の工場出荷前に行う。
・特記無き場合は、動的試験は製材後 (継手などの工場加工前) に行う。
- (2) 構造用集成材、構造用単板積層材 (LVL)、構造用合板、構造用パネル等
・搬入される全製品について受け入れ検査を実施し、特記仕様書等で指定された所定の製品で
あることを、日本農林規格 (JAS) -MDF等の場合は日本工業規格 (JIS) -の表示ラベルまたは
出荷証明書で確認すること。
- (3) 接合具
・現場または加工工場に搬入される全ての接合具について受け入れ検査を実施し、材質径、長さ
製品名等について特記仕様書等で指定された所定の製品であることを確認すること。
・同等性能の接合具を用いる場合には、その主旨を監理者に申し出、承諾を得る。
☒木製品の接合具については、予め引抜き試験などにより性能の確認を行いその結果を報告する。
また必要に応じて立会いによる性能確認を実施する。

- (4) 接合金物
・現場または加工工場に搬入される全ての接合金物について受け入れ検査を実施し、材質、形状
製品名等について特記仕様書等で指定された所定の製品であることを確認すること。
・同等認定品や性能評価品等を用いる場合には、その主旨を監理者に申し出、承諾を得る。

5. 木材の加工 (全て適用)
- (1) 刻み時の注意
製材に背割りのある場合、曲げ材は断面の弱軸と背割りの方向を一致させる。
- (2) 加工寸法の精度
図面表示は仕上がり寸法である。
下記を除き、2. 1 木質材料に示す材の仕上げ後の断面寸法の許容差は各々の農林規格の寸法
許容差に準ずる。ただし、上限値が制限なしとなっている場合は、協議による。
- 材種：☐ () ☐ ()
構造用製材、構造用集成材、LVLの材長
☒ 軸組み工法の継ぎ手仕口及び金物工法の場合：±1.0mm以下
☒ 調整代をとったボルト接合工法の場合 (大断面集成材、LVL)：材長の±0.04%以下
せん断用ボルト穴径 (dはボルト径)
集成材：d+1.0mm (d≤M12)、d+2.0mm (d≥M16)
接合金物等：d+1.0mm (d≤M12)、d+1.5mm (d≥M16)
ドリフトピン・木栓の木材の穴径：d±0mm(dはドリフトピン・木栓径)
ドリフトピンの接合金物等の穴径：d+1.0mm(d≤M12)、d+1.5mm (d≥M16)(dはドリフトピン径)
- (3) 表面仕上げ
☒製材 (プレーナ掛け) ☐集成材・LVL () ☐その他 ()
- (4) 面取り
☒柱：(1.5) mm ☐梁：() mm
- (5) 加工状況の検査
☒立ち会い検査
☒外観検査 ☒加工寸法検査
☐施工者自主検査記録の提出 ()

6. 運搬・建方 (全て適用)
- (1) 輸送計画
製品の輸送に当たっては、建方計画に支障がないように、道路状況、現場作業手順等を考慮し
十分な検討を行う。また、輸送時に製品の品質を損なわないようにする。
☒ 輸送計画書の提出 [京都御苑内場内搬入計画・保管場所・保管方法]
- (2) 集積・保管
集積の際は適当な受け台などを設け、材にねじれや曲がりの損傷を与えないように注意する。
降雪や降雨に対する保護としてシート養生を行う。ただし、エアコンの効いた室内は乾燥に
よる割れが発生するため避ける。
☐ 集積場の確認 []
(3) 建方計画
☒ 建方計画書の提出
アンカーボルトの施工方法、建方スペース、建方機械、搬入・仕分け、地組み、足場計画、建方
養生、安全対策などについて検討し、建方計画書としてまとめる。
- (4) 施工時の安全性
建方作業中および作業後、横架材上に諸材料または機械などの重量物を積載する場合、あるいは
柱に大きな引張力を与えるなどの場合は監理者の承認を受ける。また、強風などによる諸外力に
対しては、必要に応じて仮設補強等の処置を施す。
☒ 施工時の安全性に対する検討書の提出 ☒ 施工時荷重条件の通知
(5) アンカーボルトの施工
・芯出しは、型板を用いて基準墨に正しく合せて適切な機器等で正確に行う。
・アンカーボルトは鉄筋等を用いて組立て、適切な補助材で固定しコンクリートの打ち込みを
行う。
・アンカーボルトはダブルナットとする。 ☐適用除外 []
・土台の穴あけはコンクリート打設後、ボルトの通り芯からのずれを実測してから行う。
- (6) 建方精度
・建方の精度基準は下記による。
☒建物の倒れ：☒ e≤H/2500+10mm かつ e≤50mm
☐ ()
☒梁の水平度 (節点間のレベル差)：☒ e≤L/700+ 5mm かつ e≤15mm
☐ ()
☒建物のわん曲：☒ e≤L/2500mm かつ e≤25mm
☐ ()
☒柱据え付け面の高さ及びアンカーボルトの位置
柱据え付け面の基準高さからの誤差：☒ ±3mm以下 ☐ ()
通り芯からの誤差：☒ ±3mm以下 ☐ ()
階高：☒ 5mm≤ΔH≤+5mm
☐ ()
- ・建方精度に不具合が発生した場合は速やかに監理者に報告し対応策を協議する。
- (7) 施工状況の検査
☒ アンカーボルト施工時の立会い検査
☒ 施工者自主検査記録の提出 []
☒ 地組み時の立会い検査
☒ 施工者自主検査記録の提出 []
☒ 建方時の立会い検査
☒ 施工者自主検査記録の提出 []
☒ 建方後の施工状況の検査
☒ 施工者自主検査記録の提出 []
☒ 最終確認

公園名称	京都御苑		
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事		
図面名称	木質工事特記仕様書	縮尺	
年月日	令和7年3月	図面番号	4 / 26
会社名	株式会社環境・建築研究所	照査	設計
事務所名	環境省京都御苑管理事務所	照査	設計

鉄筋コンクリート工事標準図 No. 1

3.4
継手及び定着

- (a) 鉄筋の継手は、重ね継手、ガス圧接継手、機械式継手又は溶接継手とし、適用は特記仕様書による。
(b) 鉄筋の継手位置は、次章以降に示す。
(c) 鉄筋の重ね継手は、次による。
なお、後が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
(1) 柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、図示による。図示がなければ、耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、40d（軽量コンクリートの場合は50d）又は表3.20の重ね継手の長さのうちいずれか大きい値とする。
(2) (1)以外の鉄筋の重ね継手の長さは、表3.2による。

表 3. 2 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	L ₁ (フックなし)		L _{1h} (フックあり)	
		L ₁	L ₂	L _{1h}	L _{2h}
SD295A SD295B	18	45d	—	35d	—
	21	40d	—	30d	—
	24, 27	35d	—	25d	—
	30, 33, 36	35d	—	25d	—
SD345	18	50d	—	35d	—
	21	45d	—	30d	—
	24, 27	40d	—	30d	—
	30, 33, 36	35d	—	25d	—
SD390	21	50d	—	35d	—
	24, 27	45d	—	35d	—
	30, 33, 36	40d	—	30d	—

- (注) 1. L₁、L_{1h}：重ね継手の長さ及びフックありの重ね継手の長さ
2. L_{2h}は、図3.2に示すようにフック部分を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

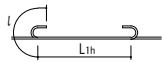


図 3. 2 フックありの場合の重ね継手の長さ

- (d) 隣り合う継手の位置は、表3.3による。ただし、スラブ厚がD16以下の場合及び壁筋の場合は除く。
なお、先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一面所に設ける場合は、図示による。

表 3. 3 隣り合う継手の位置

鉄筋の種類	継手の位置	L _{1h}		L _{2h}	
		L _{1h}	L _{2h}	L _{1h}	L _{2h}
フックありの場合	柱	a=0.5L _{1h}	a≥0.5L _{1h}	a=0.5L _{1h}	a≥0.5L _{1h}
	梁	a=0.5L ₁	a≥0.5L ₁	a=0.5L ₁	a≥0.5L ₁
フックなしの場合	柱	a=0.5L ₁	a≥0.5L ₁	a=0.5L ₁	a≥0.5L ₁
	梁	a=0.5L ₁	a≥0.5L ₁	a=0.5L ₁	a≥0.5L ₁
圧接継手・溶接継手	柱	a=0.5L ₁	a≥0.5L ₁	a=0.5L ₁	a≥0.5L ₁
	梁	a=0.5L ₁	a≥0.5L ₁	a=0.5L ₁	a≥0.5L ₁
機械式継手	柱	a=0.5L ₁	a≥0.5L ₁	a=0.5L ₁	a≥0.5L ₁
	梁	a=0.5L ₁	a≥0.5L ₁	a=0.5L ₁	a≥0.5L ₁

- (e) 鉄筋の定着は、次による。
(1) 鉄筋の定着の長さは、図示による。図示がなければ、表3.4による。

表 3. 4 鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	直線定着の長さ			フックあり定着の長さ		
		L ₁	L ₂	L ₃	L _{1h}	L _{2h}	L _{3h}
SD295A SD295B	18	45d	40d	—	35d	30d	—
	21	40d	35d	—	30d	25d	—
	24, 27	35d	30d	—	25d	20d	—
	30, 33, 36	35d	30d	—	25d	20d	—
SD345	18	50d	40d	—	35d	30d	—
	21	45d	35d	—	30d	25d	—
	24, 27	40d	35d	—	25d	20d	—
	30, 33, 36	35d	30d	—	25d	20d	—
SD390	21	50d	40d	—	35d	30d	—
	24, 27	45d	40d	—	35d	30d	—
	30, 33, 36	40d	35d	—	30d	25d	—

- (注) 1. L₁、L_{1h}：2 から4. まで以外の直線定着の長さ及びフックありの定着の長さ
2. L₂、L_{2h}：割製破壊のおそれのない箇所への直線定着の長さ及びフックありの定着の長さ
3. L₃：小梁及びスラブの下端筋の直線定着の長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く。また、片持小梁及び片持スラブの場合は、25dとする。
4. L_{3h}：小梁の下端筋のフックありの定着の長さ
5. フックありの定着の場合は、図3.3(イ)に示すようにフック部分を含まない。また、中間部での折曲げは行わない。
6. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

- (2) 仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さL₃が、表3.4のフックありの定着の長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法は、図3.3(ロ)により、次の①から③までを全て満足するものとする。
① 全長は、表3.4の直線定着の長さ以上とする。
② 余長は8d以上とする。
③ 仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さa及びL₃は、表3.5に示す長さとする。ただし、梁主筋の柱内定着においては、柱せいの3/4倍以上とする。

鉄筋は、鉄筋継手部分及び交差部の要所を径0.8mm以上の鉄線で結束し、適切な位置にスペーサー、吊金物等を使用して、堅固に組み立てる。
なお、スペーサーは、所定の位置に鉄筋を保持するとともに、作業荷重等に耐えられるものとする。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。

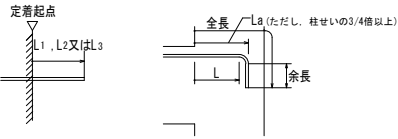


図 3. 3 定着の方法

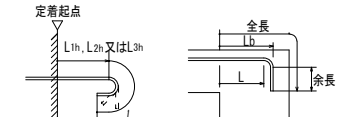


図 3. 5 投影定着長さ

- (イ) 直線定着、フックありの定着 (ロ) 折曲げ定着

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 F_c (N/mm ²)	La	Lb
SD295A SD295B	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

- (注) 1. La：梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ（基礎梁、片持梁及び片持スラブを含む。）
2. Lb：小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ（片持小梁及び片持スラブを除く。）
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

- (f) 溶接金網及びスパイラル筋の継手及び定着は、次による。
(1) 溶接金網の継手及び定着は、図3.4による。
なお、L₁は表3.2に、L₂及びL₃は表3.4による。

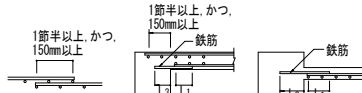


図 3. 4 溶接金網の継手及び定着

- (2) スパイラル筋の継手及び定着は、図3.5による。

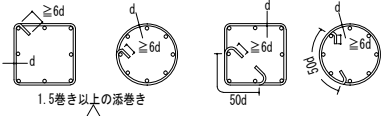


図 3. 5 スパイラル筋の継手及び定着

- (a) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、表3.6による。ただし、柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

表 3. 6 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ(単位:mm)

構 造 部 分 の 種 別			最小かぶり厚さ
土に接しない部分	スラブ、耐力壁以外の壁	仕上げあり	20
		仕上げなし	30
	屋 内	仕上げあり	30
		仕上げなし	30
	屋 外	仕上げあり	30
		仕上げなし	40
	擁壁、耐圧スラブ		40
土に接する部分	柱、梁、スラブ、壁		40
	基礎、擁壁、耐圧スラブ		60
	煙突等高热を受ける部分		60

- (注) 1. この表は、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートには適用しない。また、塩害を受けるおそれのある部分等耐久性上不利な箇所には適用しない。
2. 「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ（仕上塗料、塗装等）のものを除く。
3. スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含まない。
4. 杭基礎の場合の基礎下端部のかぶり厚さは、杭天端からとする。

- (b) 柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。
(c) 鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。
(d) 鉄筋相互のあきは図3.6により、次の値のうち最大のものの以上とする。ただし、機械式継手及び溶接継手の場合は、「標準」5章5節又は同6節による。
(1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍
(2) 25mm
(3) 隣り合う鉄筋の径 3.2(c)によるd)の平均の1.5倍

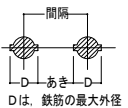


図 3. 6 鉄筋相互のあき及び間隔

- (e) 鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは、(d)による。
(f) 貫通に接する鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

- (a) 鉄筋の組立後、スラブ、梁等には、歩み板を置き渡す等の措置を講じ、直接鉄筋の上を歩かないようにする。
(b) コンクリートの打込みによる、鉄筋の乱れを可能な限り少なくするとともに、かぶり厚さ、鉄筋の位置及び間隔の保持に努める。

3.6
鉄筋の保護

§ 4
基礎及び基礎梁の配筋

4.1
直接基礎の配筋

- (a) 独立基礎

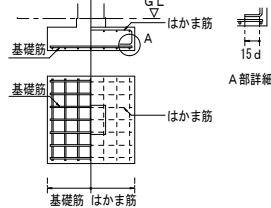


図 4. 1 独立基礎の配筋

- (b) 連続基礎

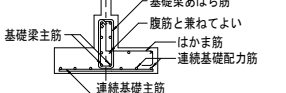


図 4. 2 連続基礎の配筋

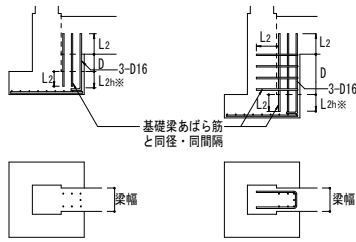


図 4. 3 基礎接合部の補強配筋

- (a) 一般事項

- (1) 梁筋は、原則として、柱をまたいで引き通すものとし、引き通すことができない場合は、柱内に定着する。
ただし、やむを得ず梁内に定着する場合は、図4.4による。
(2) 梁筋を柱内に定着する場合は、6.1(a)(2)による。

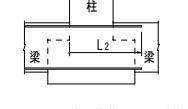


図 4. 4 梁筋の基礎梁内への定着

- (b) 独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長

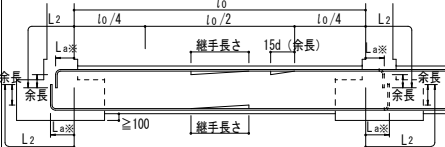


図 4. 5 主筋の継手、定着及び余長(その1)

- (c) 独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合の主筋の継手、定着及び余長
ただし、耐圧スラブが付く場合は、(d)による。



図 4. 6 主筋の継手、定着及び余長(その2)

- (d) 連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長

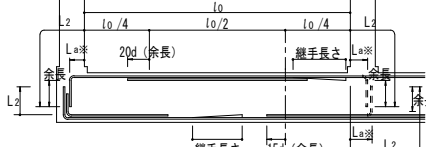


図 4. 7 主筋の継手、定着及び余長(その3)

1. 図示のない事項は、6.1による。
2. 印は、継手及び余長位置を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
※ Laの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

4.4
基礎梁のあばら筋

あばら筋組立の形及びフックの位置は、6.2(a)による。ただし、梁の上下にスラブが付く場合で、かつ、梁せいが1.5m以上の場合は、図4.8によることができる。

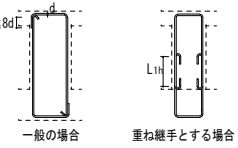
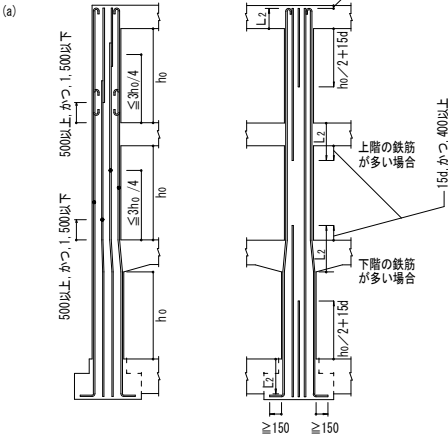


図 4. 8 あばら筋組立の形及びフックの位置

5.1
柱主筋の継手、定着、及び余長

§ 5
柱の配筋



1. 柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上層の柱頭にある場合には、フックを付ける。
2. 隣り合う継手の位置は、表3.3による。

図 5. 1 柱主筋の継手、定着及び余長

- (b) 柱頭主筋の納まり
主筋の納まり上やむを得ない場合は、最上層柱頭フックに代えて、かご鉄筋とすることが可能。なお、かご鉄筋は柱筋と同径、同本数とする。

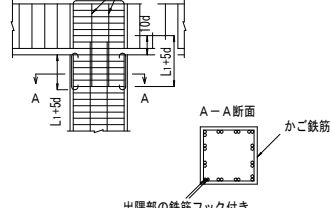
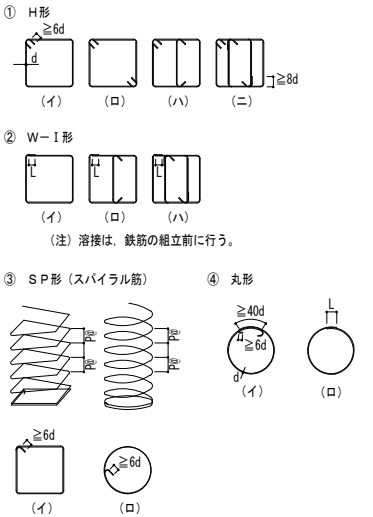


図 5. 2 柱頭主筋の納まり

公園名称	京都御苑		
工事名称	令和7年度京都御苑中山御跡木製格子塀等改修工事		
図面名称	鉄筋コンクリート工事標準図1	縮尺	
年月日	令和7年3月	図面番号	6 / 26
会社名	株式会社環境 建築研究所	照査	設計
事務所名	環境省京都御苑管理事務所	照査	設計

鉄筋コンクリート工事標準図 No.2

5.2 帯筋組立の形及び割付け



- H形を標準とする。
- フック及び継手の位置は、交互とする。
- 溶接する場合の溶接長さLは、両面フレア溶接の場合は5d以上、片面フレア溶接の場合は10d以上とする。
- S P形において、柱頭及び柱筋の端部は1.5巻以上の添巻きを行う。
- H形の135° 曲げのフックが困難な場合は、W-I形とする。

図 5. 3 帯筋組立の形

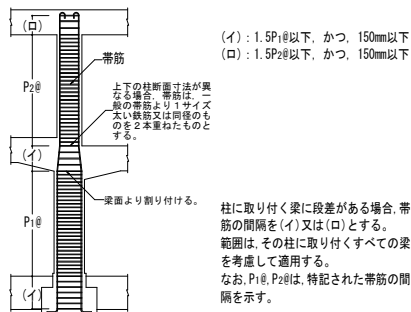
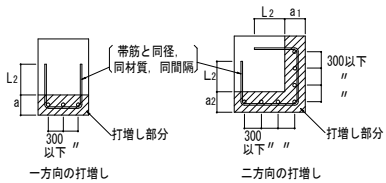


図 5. 4 帯筋の割付け



- 柱の打増し幅 (a, a1, a2) が70mm以上200mm以下の場合の補強を示す。
- 帯筋と同一方向の補強筋は、帯筋と同径、同材質、同間隔とし定着長さはL2とする。
- 軸方向の補強筋はD16とし、間隔は300mm以下とする。

図 5. 5 柱の打増し補強配筋

5.3 柱の打増し補強

§ 8 スラブの配筋

8.1 スラブの配筋

表 8. 1 スラブの配筋

配筋種別	短辺方向 (主筋) 全域	長辺方向 (配筋) 全域
S 1	D 13-100@	D 13-100@
S 2	同上	D 13-150@
S 3	同上	D 10, D 13-150@
S 4	D 13-150@	D 13-150@
S 5	同上	D 10, D 13-150@
S 6	同上	D 10-150@
S 7	D 10, D 13-150@	D 10, D 13-150@
S 8	同上	D 10-150@
S 9	同上	D 10-200@
S 10	D 10, D 13-200@	D 10, D 13-200@
S 11	同上	D 10-200@
S 12	同上	D 10-250@
S 13	D 10-200@	D 10-200@
S 14	同上	D 10-250@

(注) 上端筋、下端筋とも同一配筋とする。

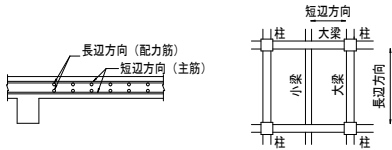


図 8. 1 スラブの配筋

- 配筋の割付けは、中央から行い、端部は定められた間隔以下とする。
- 鉄筋の重ね継手長さは、L1とする。
- 継手位置は原則として表8.2iによる。べた基礎 (耐圧スラブ) の継手位置は、上端筋と下端筋を読み替える。

表 8. 2 継手位置

	標準継手位置	やむを得ずにスラブ筋の重ね継手を梁上に設ける場合
上端筋	短辺方向 B D 長辺方向 A B	L1
下端筋	短辺・長辺方向 A C D	L2, L3

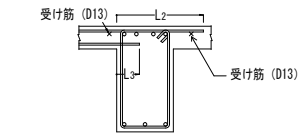
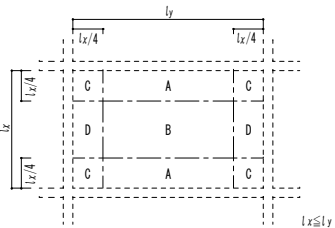
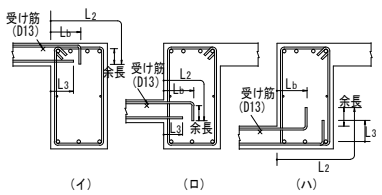
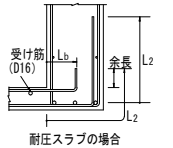


図 8. 2 スラブ筋の定着長さ及び受け筋 (その1)



一般スラブの場合



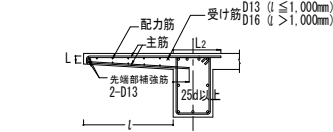
耐圧スラブの場合

図 8. 3 スラブ筋の定着長さ及び受け筋 (その2)

8.3 片持スラブの配筋

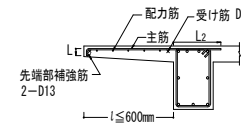
表 8. 3 片持スラブの配筋

配筋種別	主筋	配筋種別	主筋
CS 1	上 D 13-100@ 下 D 13-200@	CS 5	上 D 10-200@ 下 D 10-400@
CS 2	上 D 13-150@ 下 D 13-300@	CS 6	上 D 10, D 13-200@ 下
CS 3	上 D 10, D 13-150@ 下 D 10, D 13-300@	CS 7	上 D 10-200@ 下
CS 4	上 D 10, D 13-200@ 下 D 10-200@		



- 先端の折曲げ長さLは、スラブ厚よりかぶり厚を除いた長さとする。
- スラブに段差のない場合は、主筋を引き通してスラブに定着してもよい。

図 8. 4 片持スラブの配筋 (CS 1 から CS 5)



- 先端の折曲げ長さLは、スラブ厚よりかぶり厚を除いた長さとする。
- スラブに段差のない場合は、主筋を引き通してスラブに定着してもよい。

図 8. 5 片持スラブの配筋 (CS 6 及び CS 7)

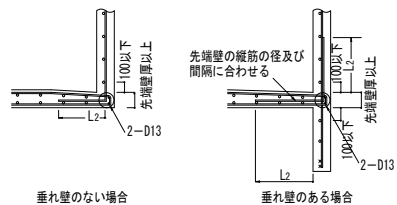


図 8. 6 先端に壁が付く場合の配筋

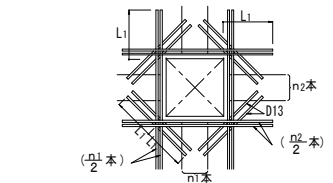


図 8. 7 スラブ開口部の補強配筋

- スラブ開口部によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13 (L=2L1) シングルを上下筋の内側に配筋する。
- スラブ開口部の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。
- スラブ開口部の最大径が700mm以下の場合に限る。

(a) 屋根スラブの出隅及び入隅部

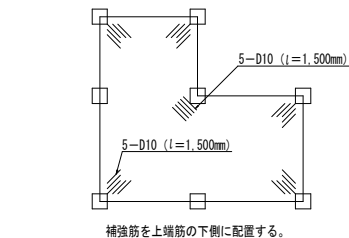


図 8. 8 出隅及び入隅部の補強配筋

(b) 片持スラブの出隅部

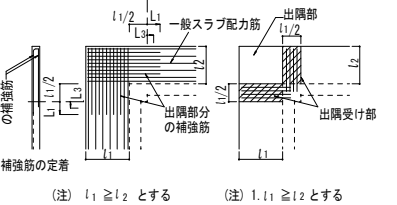


図 8. 9 片持スラブ出隅部の補強配筋

8.7 スラブの打継ぎ補強等

(a) 土間スラブの打継ぎ補強

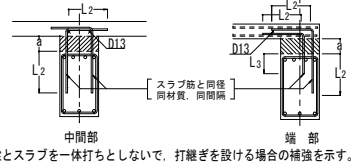


図 8. 10 打継ぎ補強配筋

(b) 土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

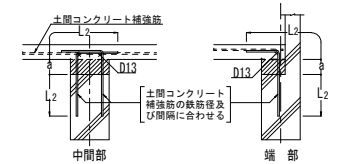


図 8. 11 土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

- 土間コンクリートとは、土に接するスラブのうち、床荷重を直接支持地盤へ伝達できるものをいい、それ以外は土間スラブとして、梁及び柱を介して基礎へ荷重を伝達するものとする。
- aが300mm以下の場合に限る。

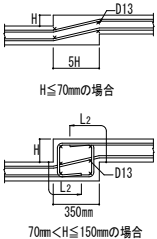


図 8. 12 段差のあるスラブの補強配筋

8.8 段差のあるスラブの補強

§ 10 梁貫通孔及びその他の配筋

10.1 梁貫通孔の配筋

- 大臣認定による既製品を使用する場合
適用条件はすべて認定内容による。
また、計画通知等の変更手続き等が必要になる場合には、請負者が必要な書類等を作成すること。
- (a) 以外の場合
(1) 梁貫通孔補強筋の名称等は、図10.1iによる。
(2) 孔の径は、梁せいの1/3以下とし、孔が円形でない場合はこの外接円とする。
(3) 孔の上下方向の位置は梁せい中心付近とし、梁中央部下端は梁下端よりD/3 (Dは梁せい) の範囲には設けてはならない。
(4) 孔は、柱面から、原則として、1.5D以上離す。ただし、基礎梁及び壁付帯梁は除く。
(5) 孔が並列する場合の中心間隔は、孔の径の平均値の3倍以上とする。
(6) 縦筋及び上下縦筋は、あばら筋の形に配筋する。
(7) 補強筋は、主筋の内側とする。また、鉄筋の定着長さは、図10.2iによる。
(8) 孔の径が梁せいの1/10以下、かつ、150mm未満のものは、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。
(9) 溶接金網の余長は1倍子以上とし、突出しは10mm以上とする。
(10) 溶接金網の貫通孔部分には、鉄筋1-13φのリング筋を取り付ける。なお、リング筋は、溶接金網に4箇所以上溶接する。
(11) 溶接金網の新付け給点は、横筋ではあばら筋の下側とし、縦筋では貫通孔の中心とする。

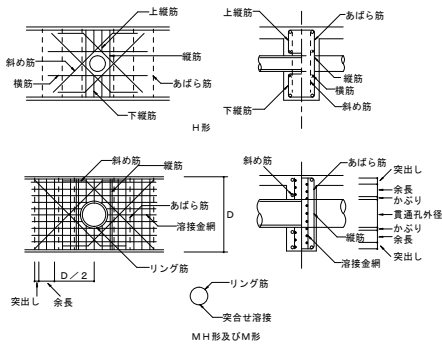


図 10. 1 梁貫通孔補強筋の名称等

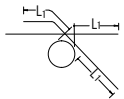


図 10. 2 補強筋の定着長さ

表 10. 1 H型配筋

配筋種別	斜め筋	縦筋	横筋	上下縦筋	配筋図
H 1	なし	なし	なし	なし	
H 2	2-2-D13	2-2-D13	なし	なし	
H 3	4-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	
H 4	4-2-D16	2-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	
H 5	4-2-D16	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	
H 6	4-2-D19	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	
H 7	4-2-D22	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	

(注) --- は、一般部分のあばら筋を示す。

表 10. 2 M型配筋

配筋種別	斜め筋	溶接金網	配筋図
M 1	2-2-D13	なし	
M 2	4-2-D13	なし	
M 3	4-2-D13	2-6φ-100@	
M 4	6-2-D13	2-6φ-100@	

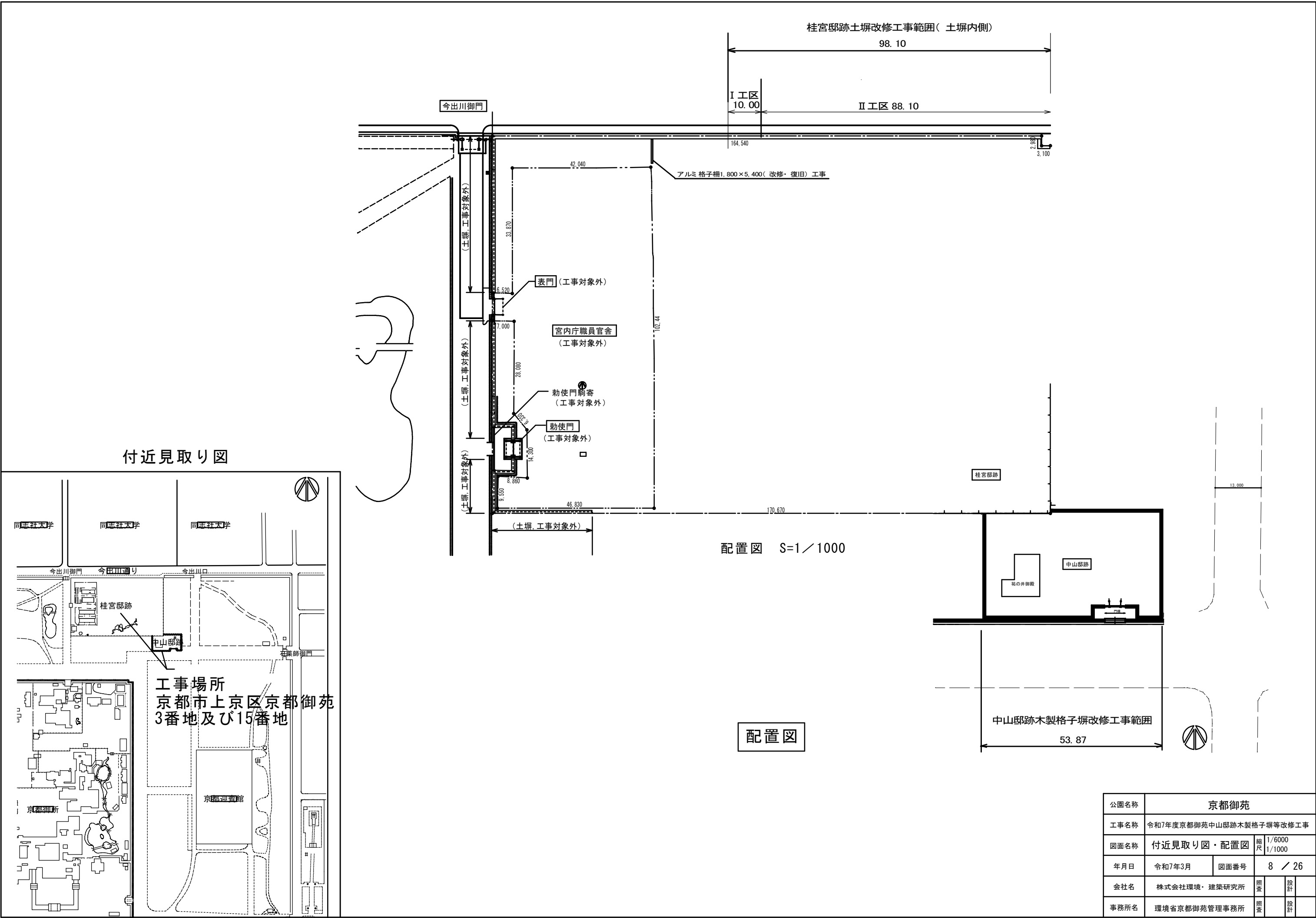
(注) --- は、一般部分のあばら筋を示す。

表 10. 3 MH型配筋

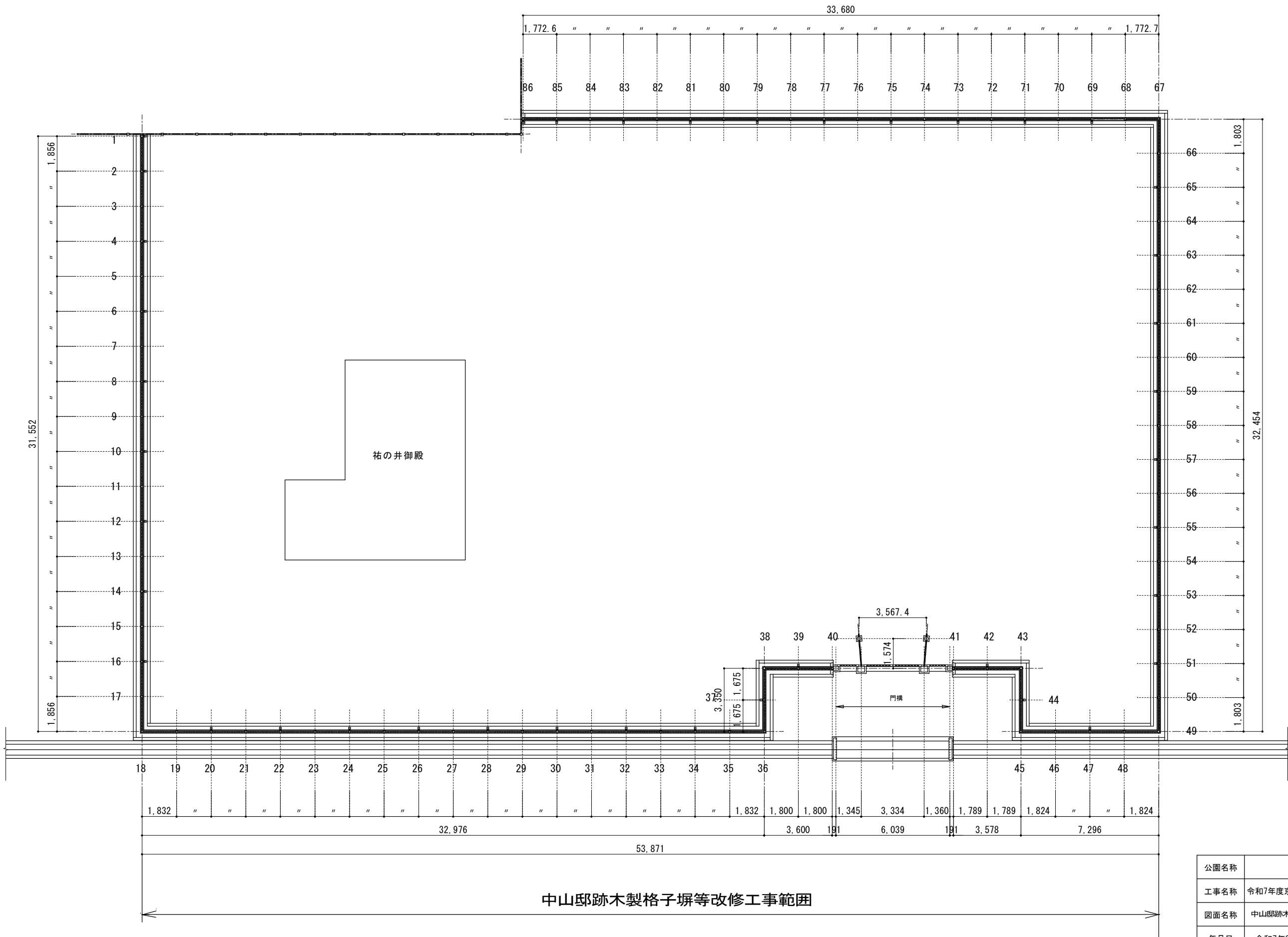
配筋種別	斜め筋	縦筋	溶接金網	配筋図
MH 1	2-2-D13	なし	なし	
MH 2	2-2-D13	2-2-D13	なし	
MH 3	2-2-D13	2-2-D13	2-6φ-100@	
MH 4	4-2-D13	2-2-D13	2-6φ-100@	
MH 5	4-2-D16	2-2-D13	2-6φ-100@	
MH 6	4-2-D16	4-2-D13	2-6φ-100@	
MH 7	4-2-D19	4-2-D13	2-6φ-100@	

(注) --- は、一般部分のあばら筋を示す。

公園名称	京都御苑			
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事			
図面名称	鉄筋コンクリート工事標準図2	縮尺		
年月日	令和7年3月	図面番号	7	26
会社名	株式会社環境・建築研究所	照査		設計
事務所名	環境省京都御苑管理事務所	照査		設計

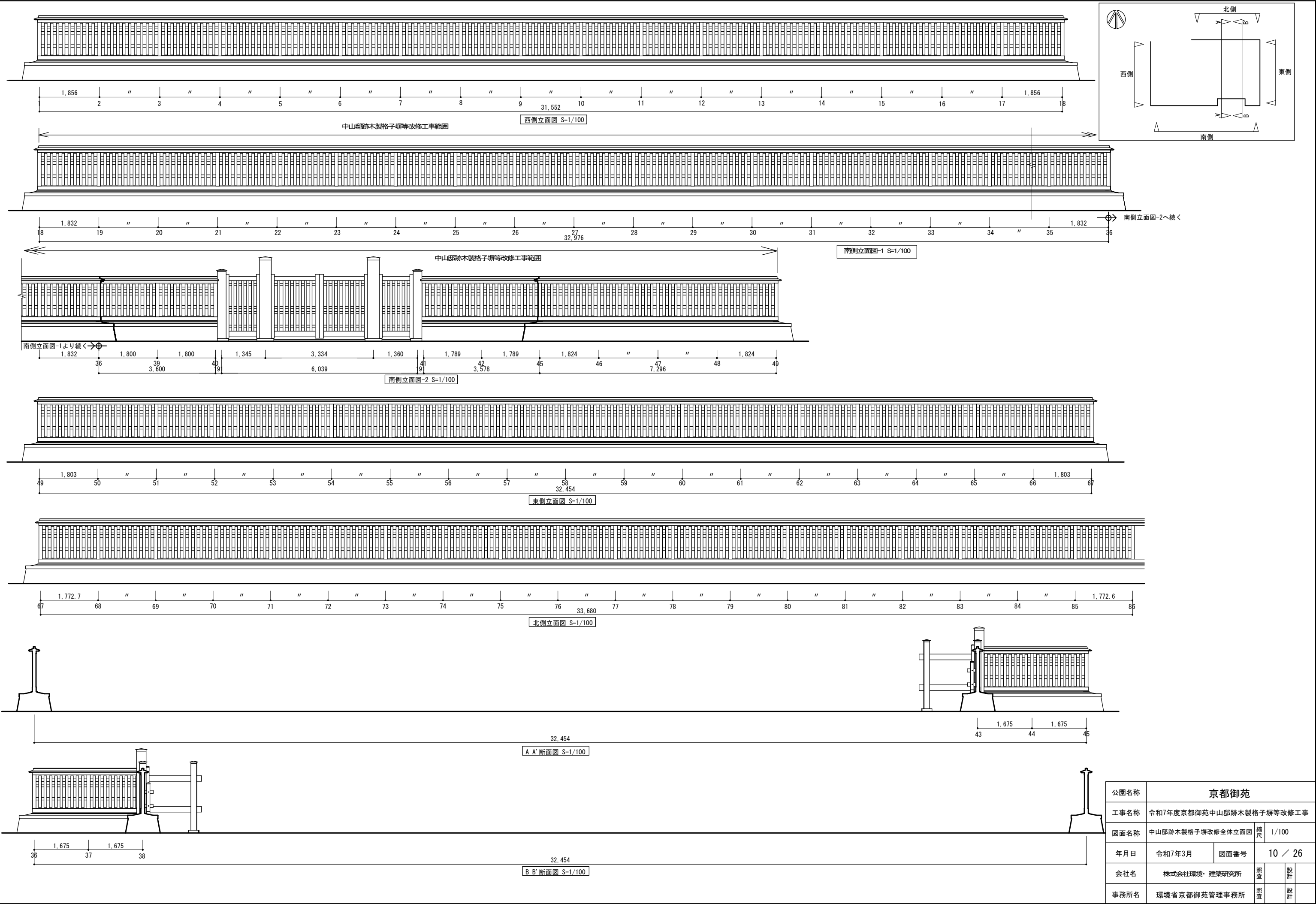


中山邸跡木製格子塀 平面図



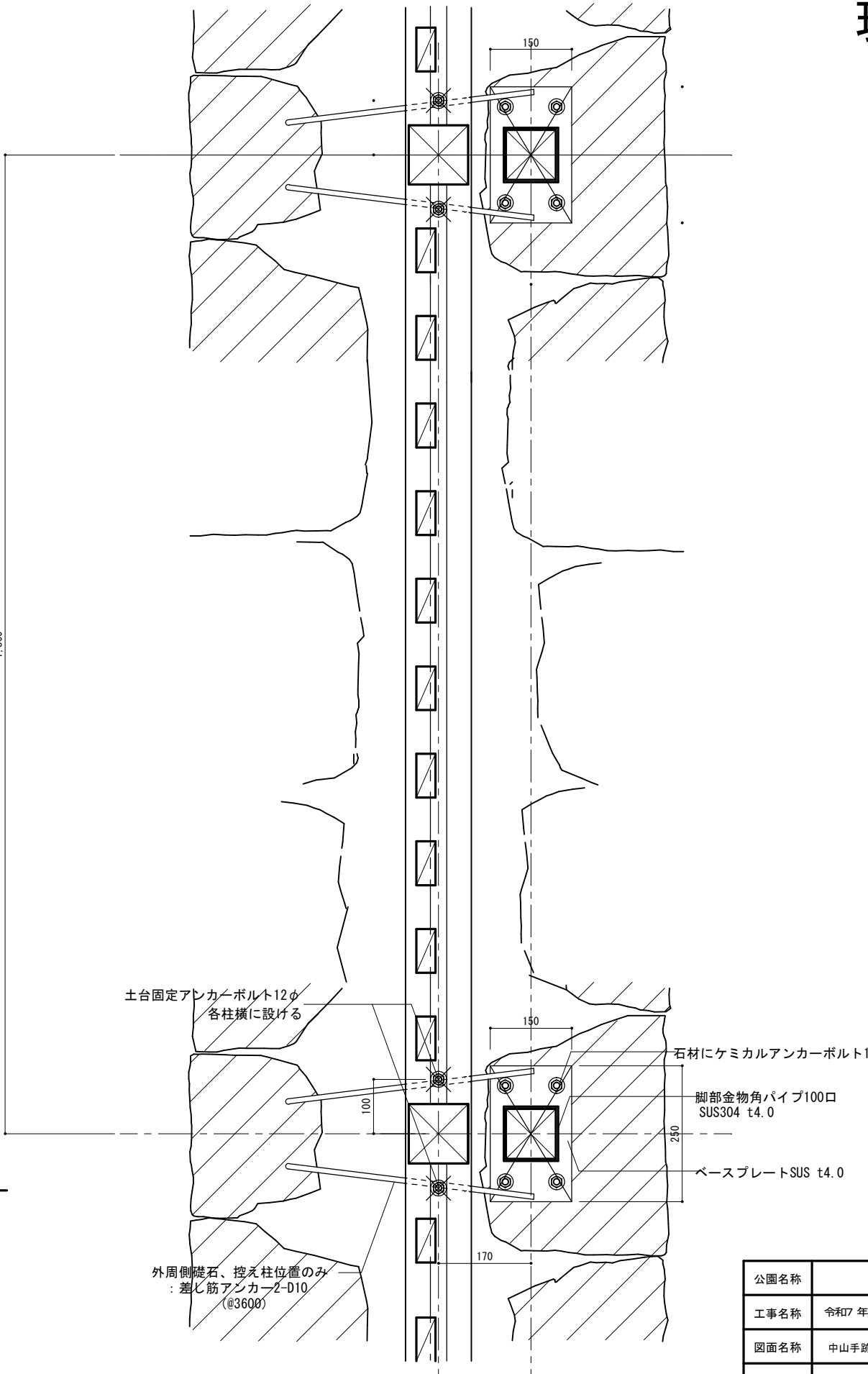
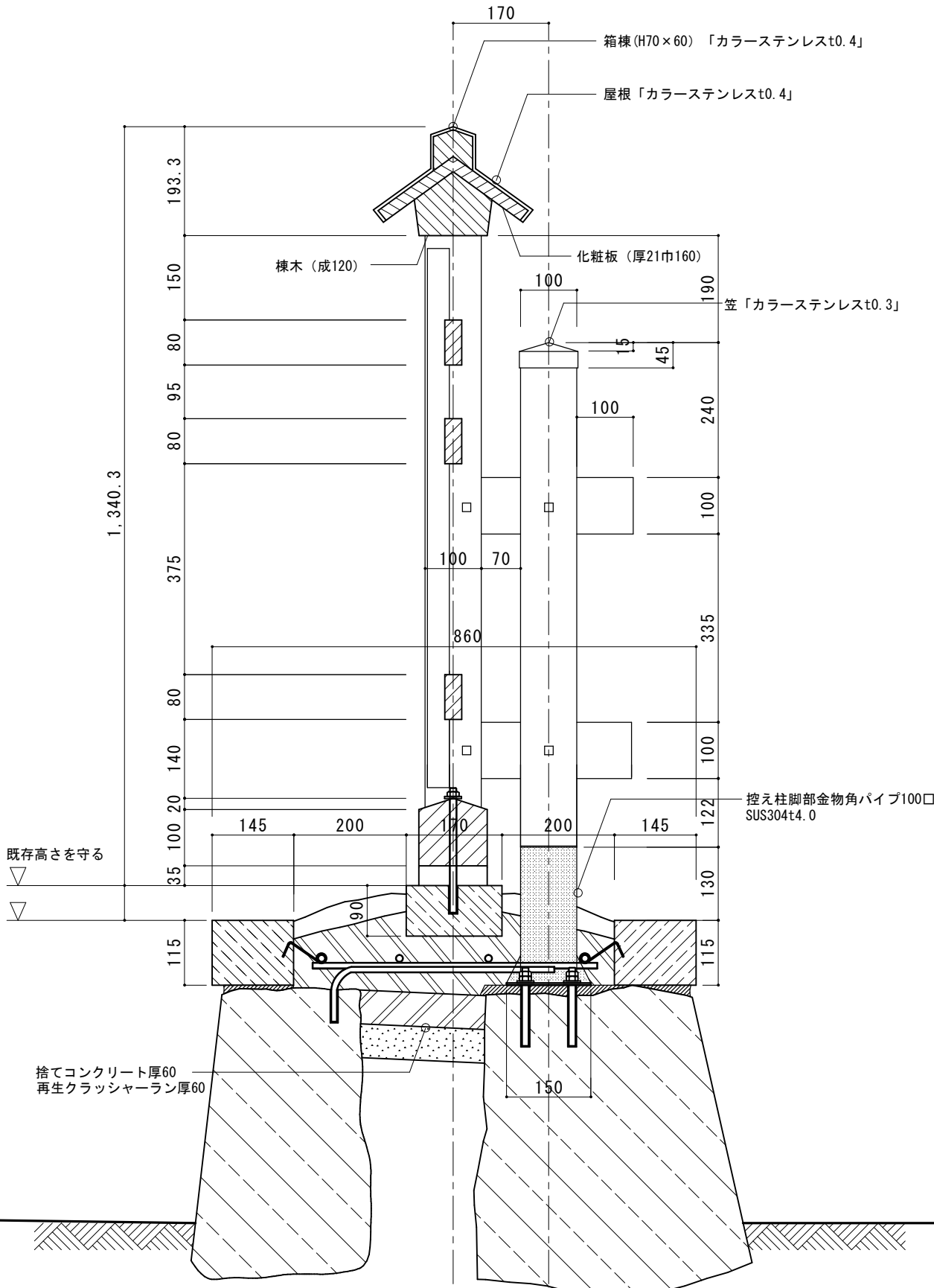
中山邸跡木製格子塀等改修工事範囲

公園名称	京都御苑			
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事			
図面名称	中山邸跡木製格子塀全体平面図	縮尺	1/200	
年月日	令和7年3月	図面番号	9 / 26	
会社名	株式会社環境・建築研究所	照査	設計	
事務所名	環境省京都御苑管理事務所	照査	設計	

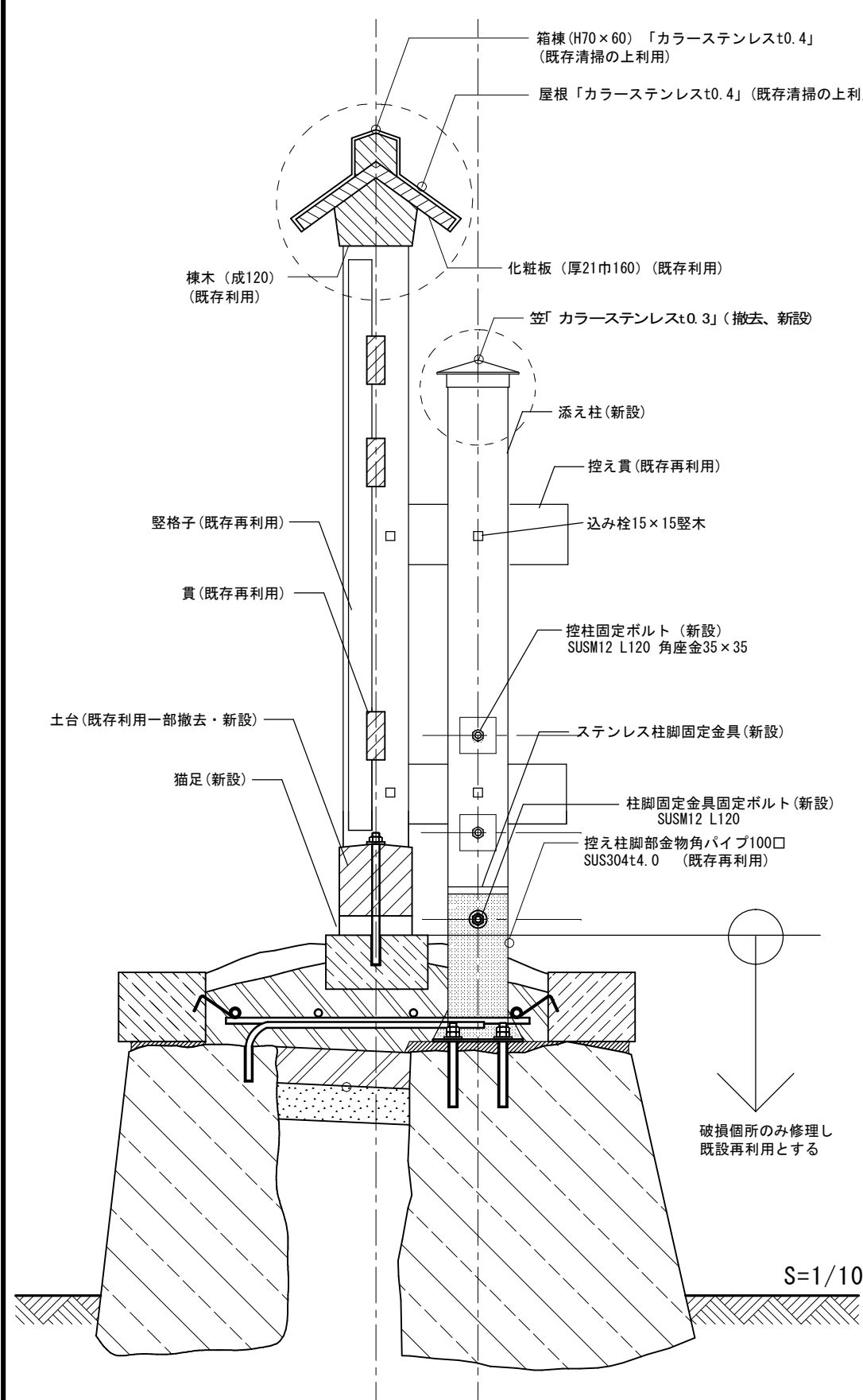


公園名称	京都御苑				
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事				
図面名称	中山邸跡木製格子塀改修全体立面図	縮尺	1/100		
年月日	令和7年3月	図面番号	10 / 26		
会社名	株式会社環境・建築研究所	照査	設計		
事務所名	環境省京都御苑管理事務所	照査	設計		

現況図

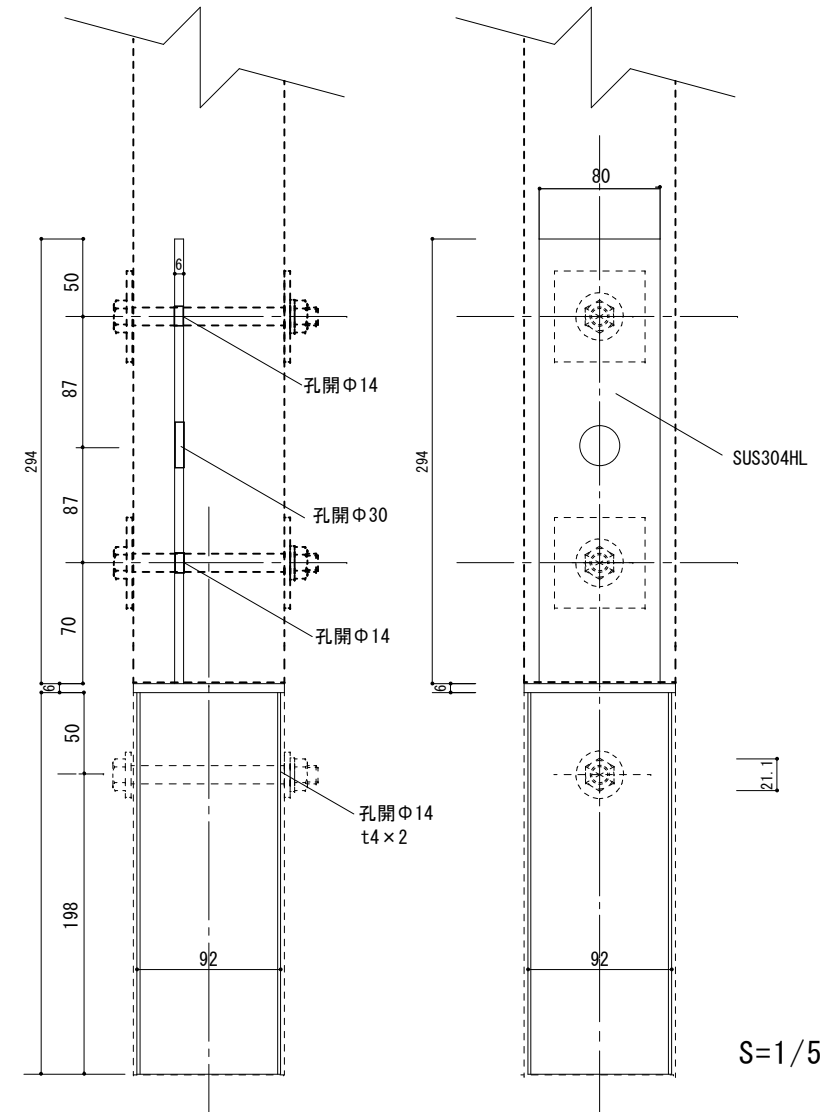
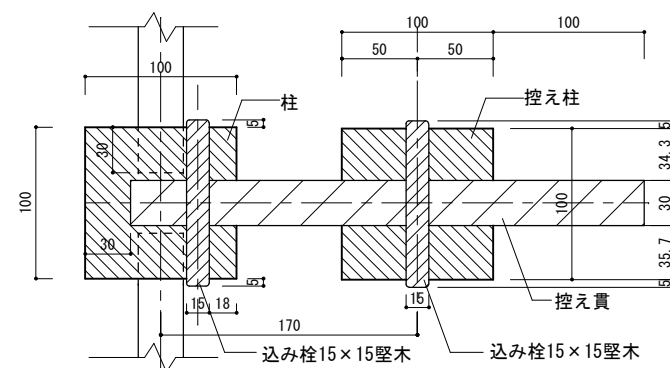
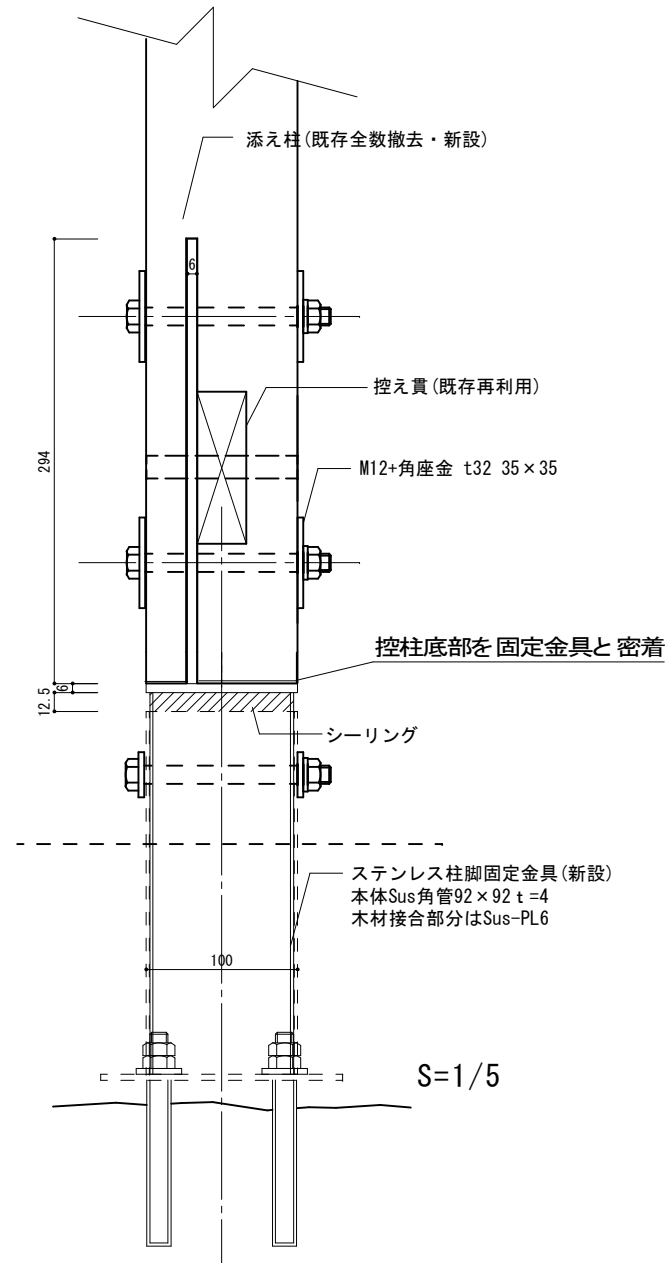


公園名称	京都御苑				
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事				
図面名称	中山手跡木製格子塀現況詳細図	縮尺	1/10		
年月日	令和7年3月	図面番号	11 / 26		
会社名	株式会社 環境・建築研究所	照査		設計	
事務所名	環境省京都御苑管理事務所	照査		設計	



特記事項

- ・屋根の箱棟木から上部は分解せずに現形を維持したまま柱や貫等の取り外しを行なうこと。
- ・控え柱の笠は、既存の控柱とともに廃棄すること、また新設控柱用に笠を作成して設置すること。
- ・控柱脚固定金具、同固定ボルト・ナットは支給される。
- ・新設控柱の底部は、防腐・防蟻塗装後柱脚固定金具の水平面に隙間無く設置、固定すること。

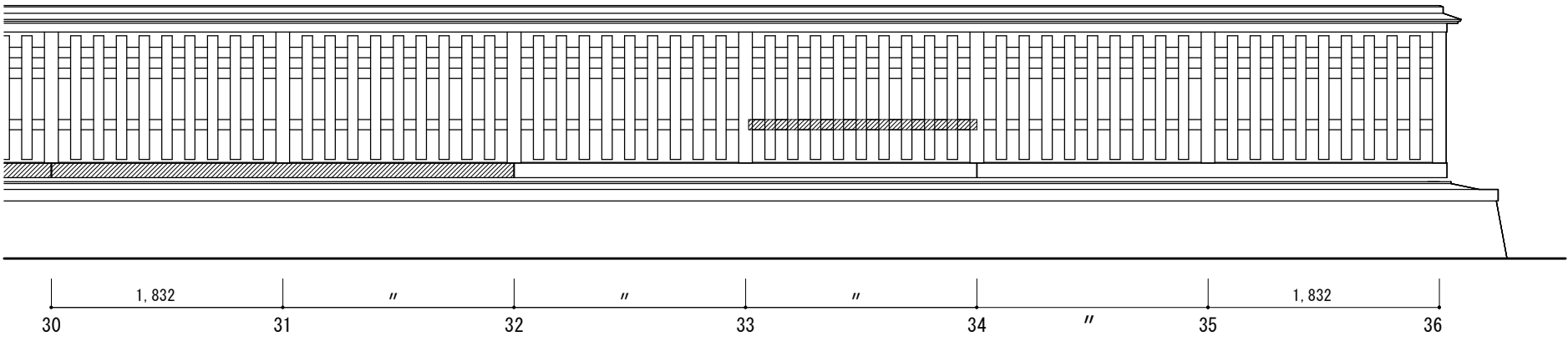


公園名称	京都御苑				
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事				
図面名称	中山邸跡木製格子塀改修詳細図	縮尺	1/5, 1/10		
年月日	令和7年3月	図面番号	12 / 26		
会社名	株式会社 環境・建築研究所	照査		設計	
事務所名	環境省京都御苑管理事務所	照査		設計	



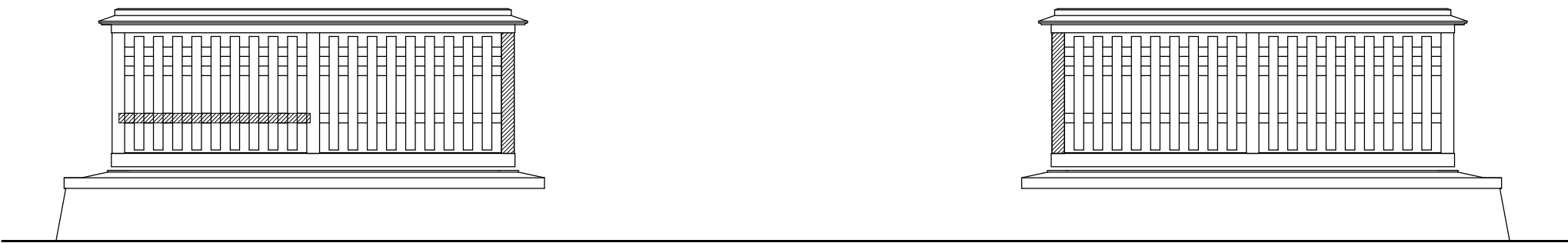
部材	改修方法	南面①	南面②	合計箇所数
控柱	撤去・新設（全控柱）	8	5	13
猫足	撤去・新設（全猫足）	18	12	30
込み栓	撤去・新設（全込み栓）	32	20	52
土台	撤去・新設	3	3	※ 6
柱	撤去・新設	1	2	3
控貫	撤去・新設	0	2	2
貫	撤去・新設	1	1	2
竖格子	撤去・新設	0	0	0

※ 6本のうち1本は支給される。



 改修箇所を示す

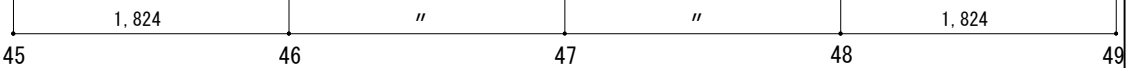
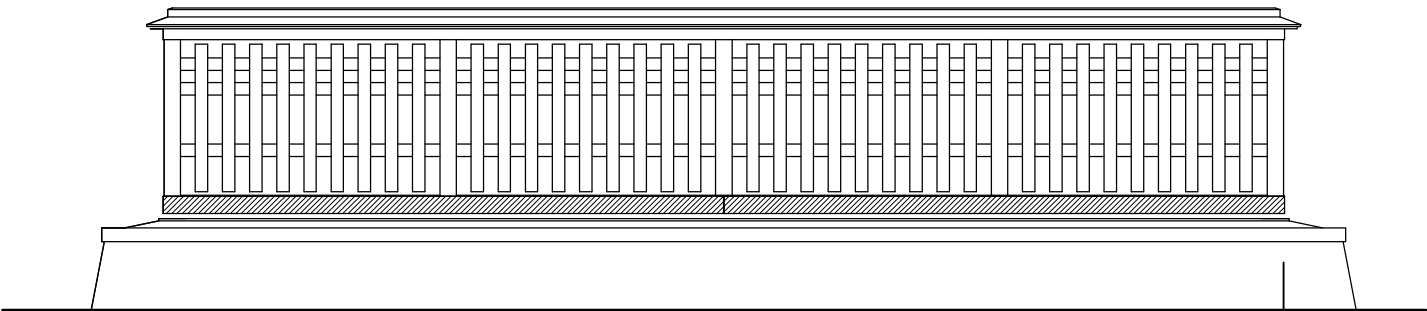
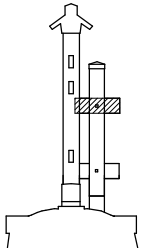
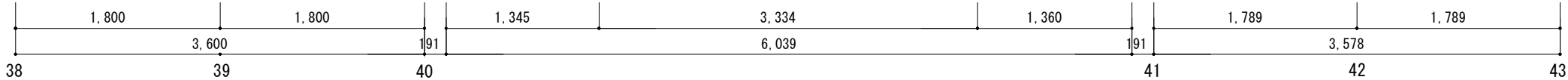
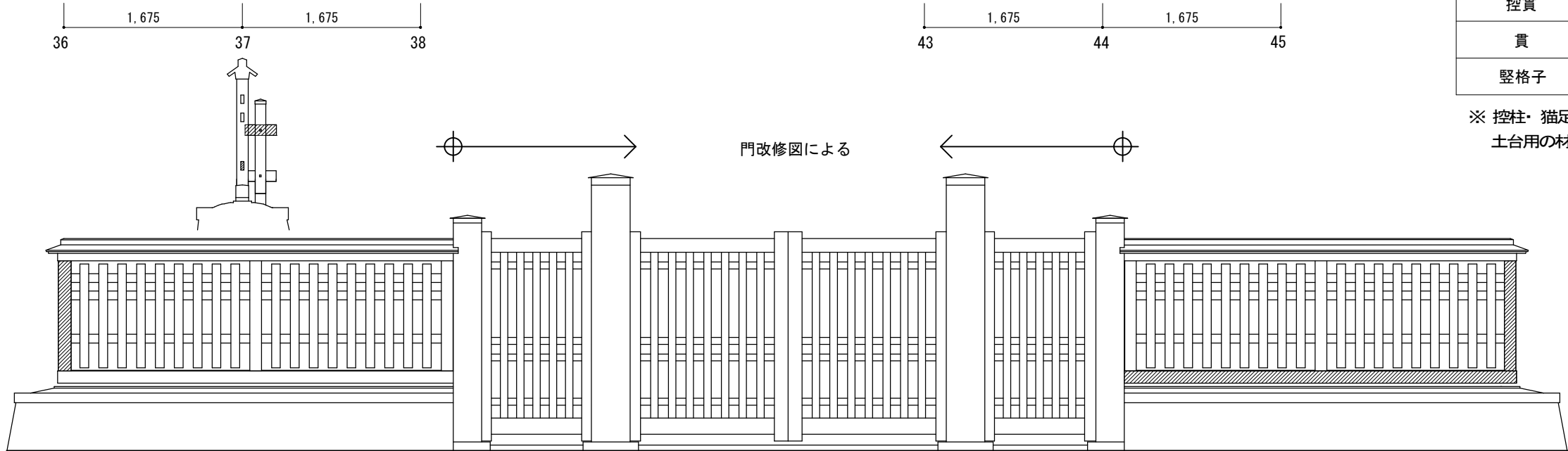
公園名称	京都御苑					
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塙等改修工事					
図面名称	中山邸跡木製格子塙南面1 改修立面図			縮尺	1/100	
年月日	令和7年3月		図面番号	14 / 26		
会社名				照査		設計
事務所名	環境省京都御苑管理事務所			照査		設計



改修部材

部材	改修方法	南面①	南面②	合計箇所数
控柱	撤去・新設（全控柱）	8	5	13
猫足	撤去・新設（全猫足）	18	12	30
込み柱	撤去・新設（全込み柱）	32	20	52
土台	撤去・新設	3	3	6
柱	撤去・新設	1	2	3
控貫	撤去・新設	0	2	2
貫	撤去・新設	1	1	2
豎格子	撤去・新設	0	0	0

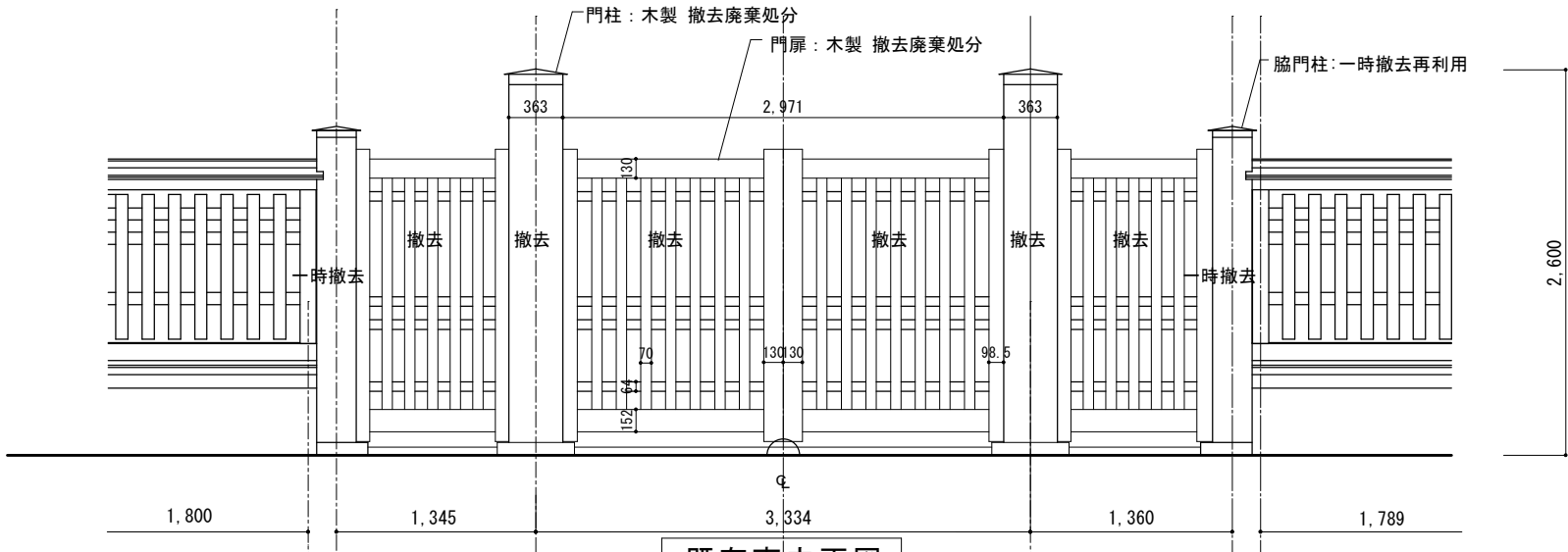
※ 控柱・猫足以外の改修箇所は、本立面図下段の断面図にて示す。
土台用の材木のうち1本は、過年度の残材を支給する。



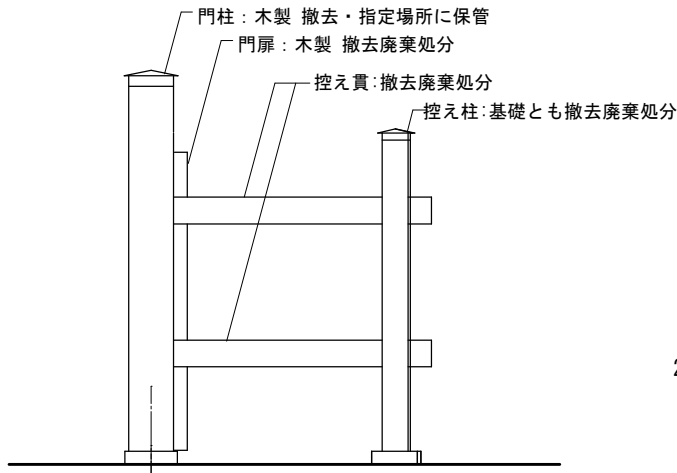
南面改修範囲
49コーナー柱まで（柱・猫足を含む）

改修箇所を示す

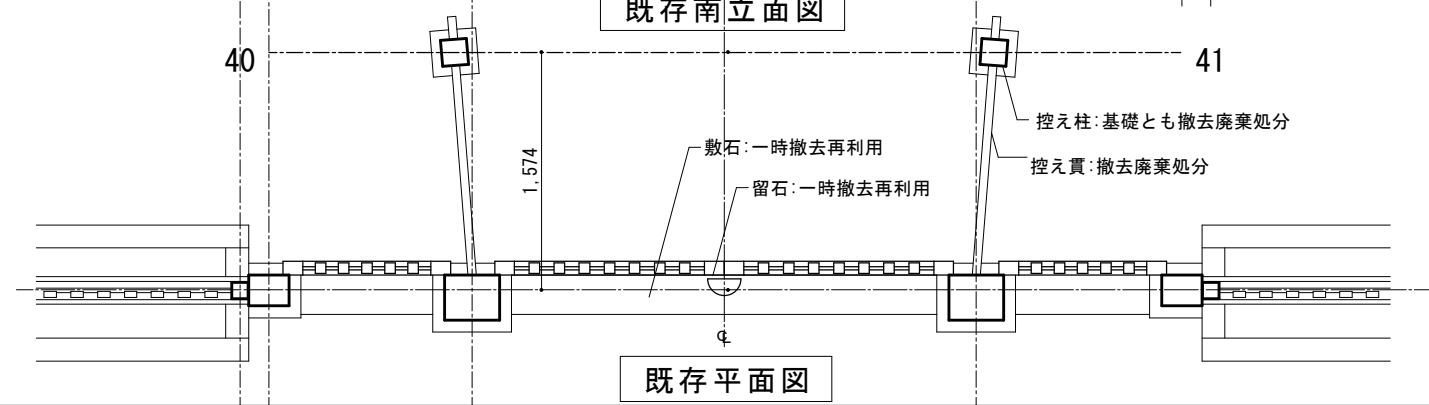
公園名称	京都御苑			
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事			
図面名称	中山邸跡木製格子塀南面2改修立面図	縮尺	1/100	
年月日	令和7年3月	図面番号	15 / 26	
会社名		照査	設計	
事務所名	環境省京都御苑管理事務所	照査	設計	



既存南立面図



既存東立面図



既存平面図

既存

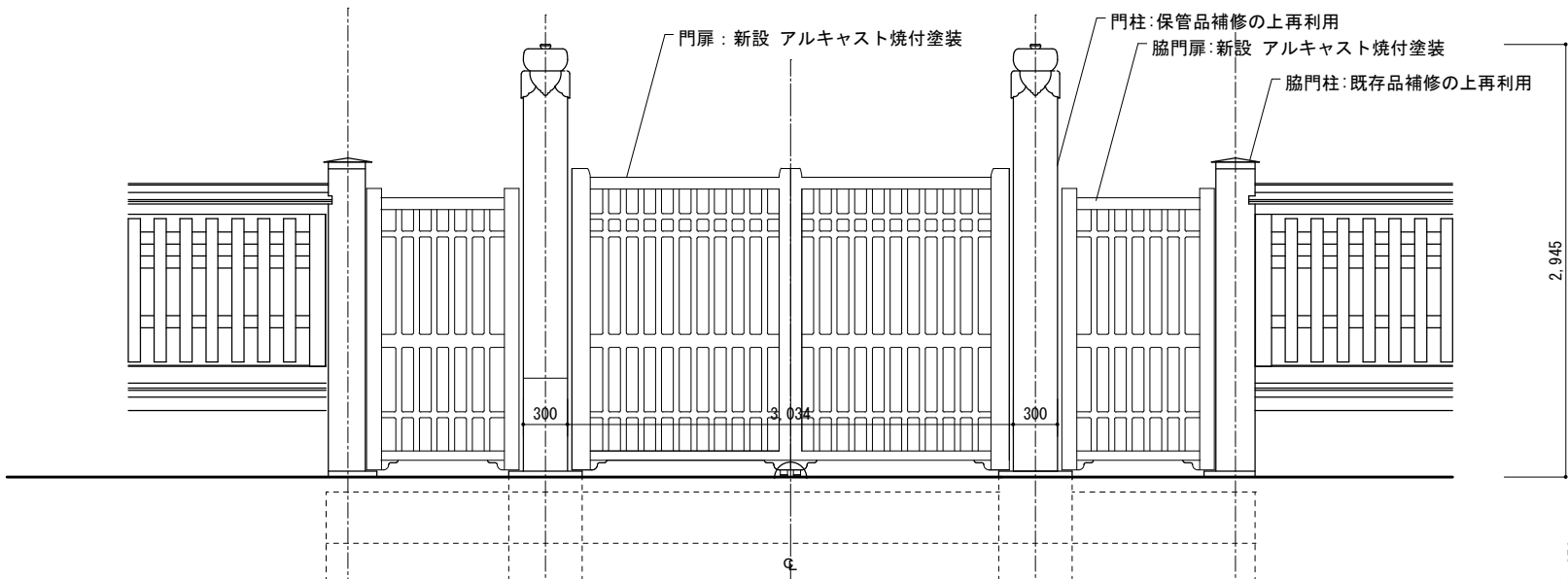
本門工事の内容

- 1) 石材の門柱(敷地内の存置)を鉄骨の補強支柱を添わせて再建する。門扉取り合いを考慮し位置に注意すること。
- 2) 既設の木製門扉を撤去し、アルミニウム合金製の門扉を新設する。
- 3) 門内側部分の床は敷き石で仕上げる。
- 4) 既存の留石、框石は一旦取り外した後再設置するため、基礎の梁天端との高さを調整して施工すること。

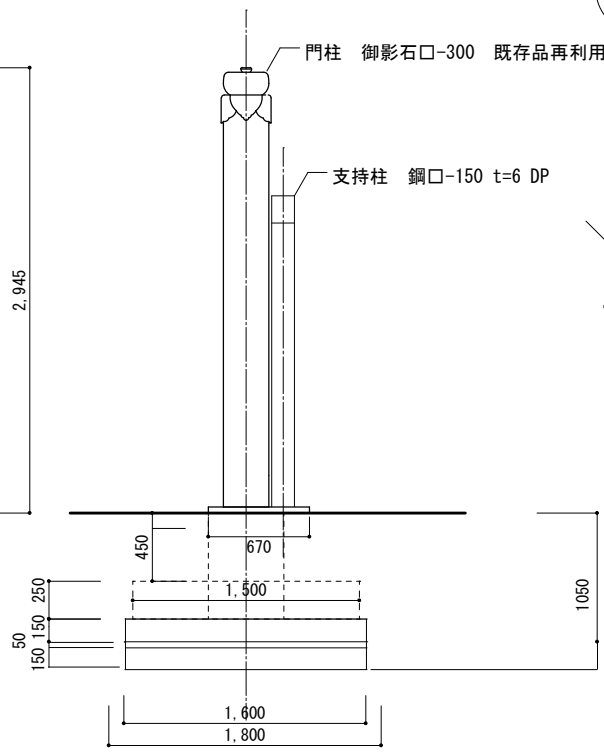
想定している工事手順（下記は設計段階の想定であるので、実際の施工においては請負者の責任において工事計画を立案し監督員の了解を得ること）

- 1) 仮設置
- 2) 既存構造物を撤去する
- 3) 保管されている石柱を搬出し外部の作業場で清掃し、一部修理加工を行う
- 4) 土工事を行う（簡易山留、掘削、埋め戻し）
- 5) コンクリート基礎工事
- 6) 鉄骨支柱建て方工事
- 7) 支柱基礎コンクリート工事
- 8) 石柱建て方
- 9) 舗装(床石)工事
- 10) 扉建て込み
- 11) 仮設撤去、清掃

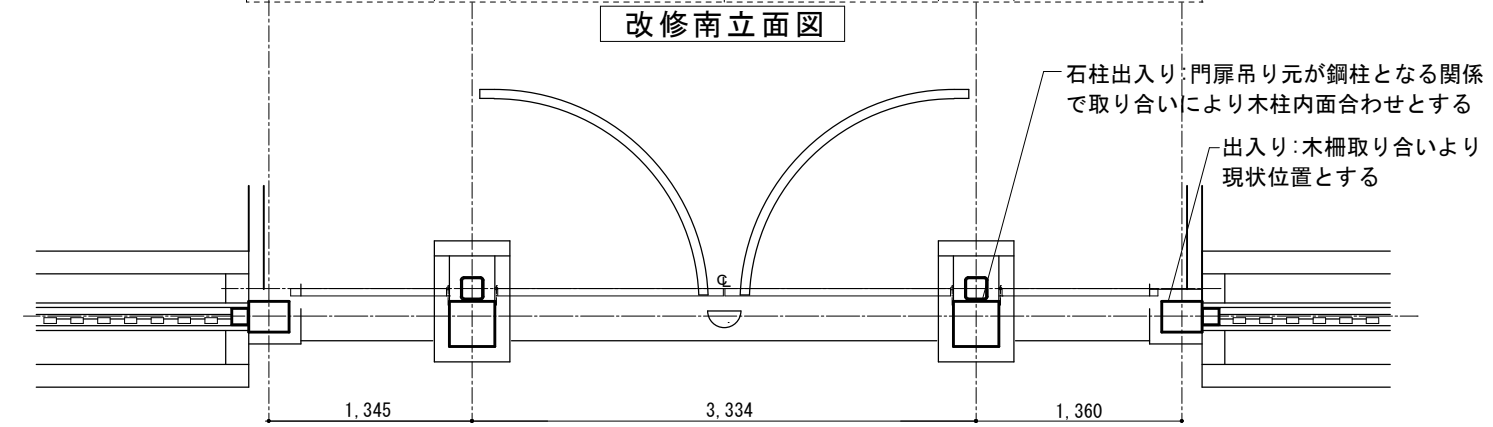
改修



改修南立面図

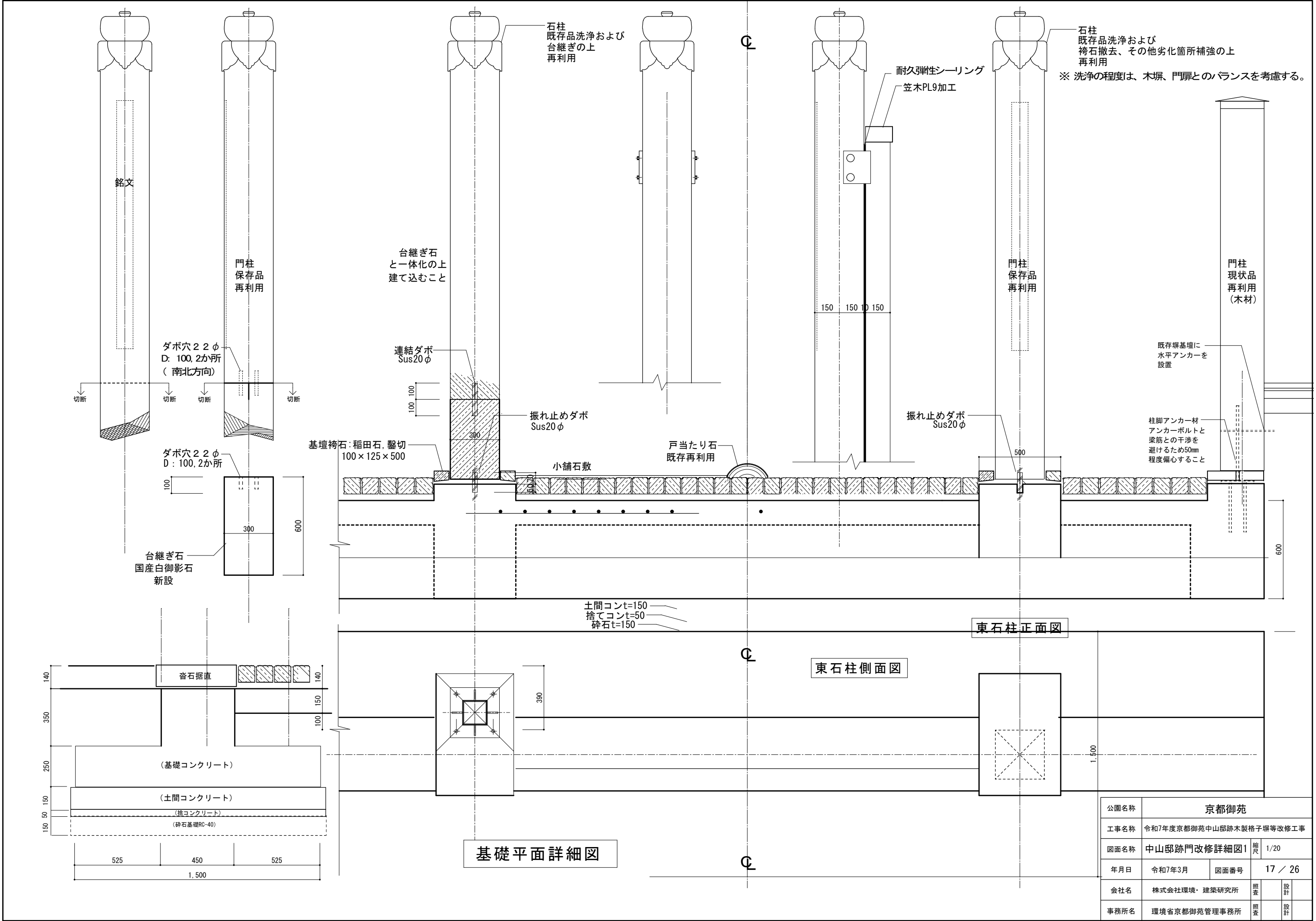


改修東立面図

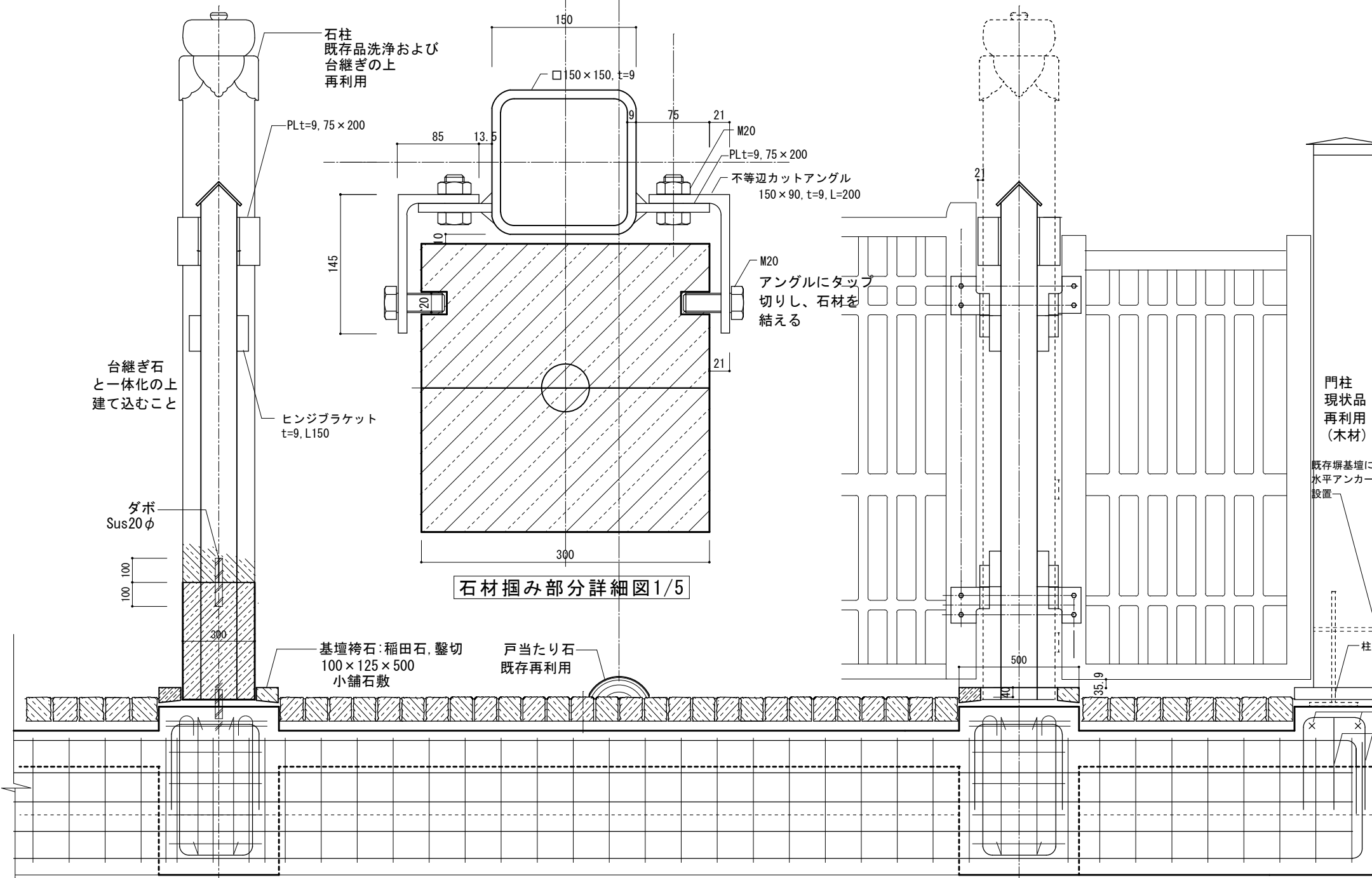


改修平面図

公園名称	京都御苑				
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塙等改修工事				
図面名称	中山邸跡門 現況・改修図	縮尺	1/50		
年月日	令和7年3月	図面番号	16 / 26		
会社名	株式会社環境・建築研究所	照査		設計	
事務所名	環境省京都御苑管理事務所	照査		設計	



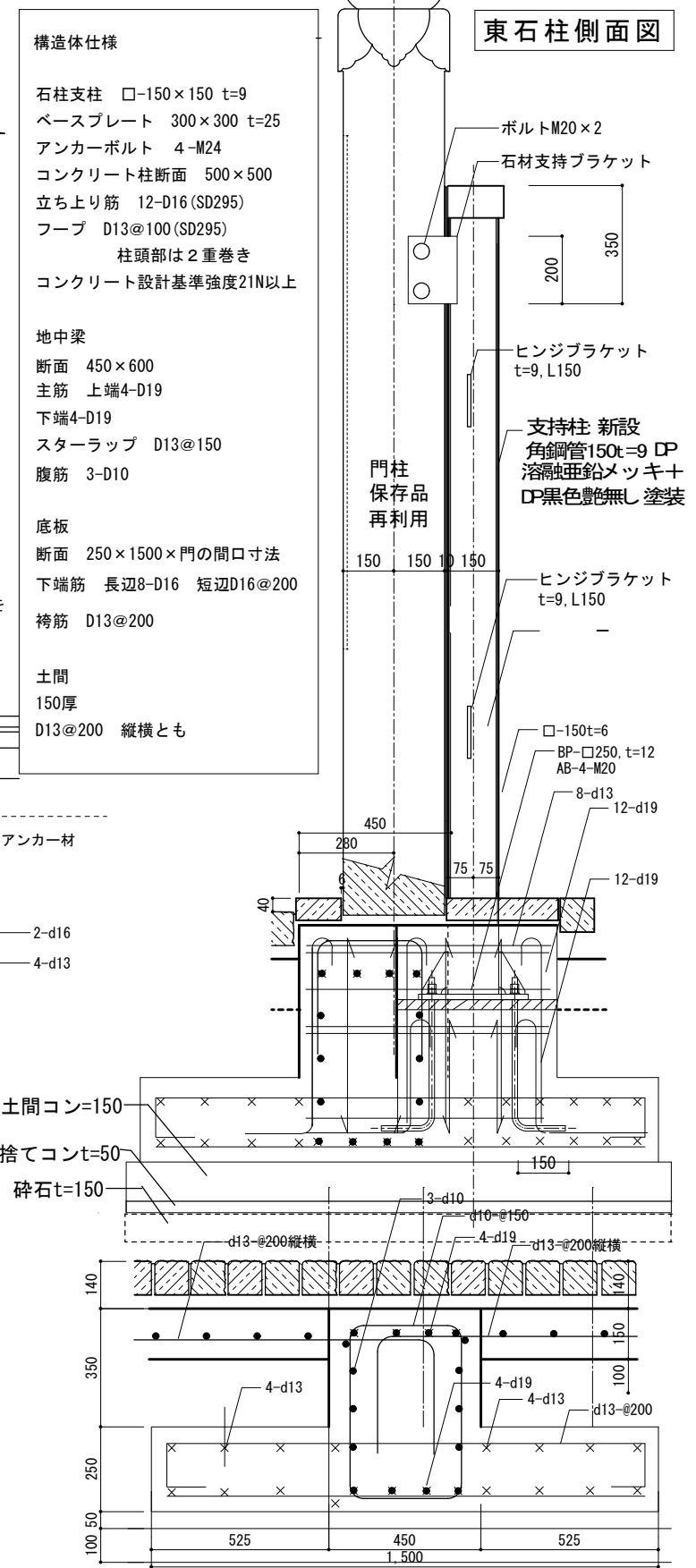
公園名称	京都御苑			
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事			
図面名称	中山邸跡門改修詳細図1	縮尺	1/20	
年月日	令和7年3月	図面番号	17 / 26	
会社名	株式会社環境・建築研究所	照査	設計	
事務所名	環境省京都御苑管理事務所	照査	設計	



石材摺り部分詳細図1/5

東石柱正面図

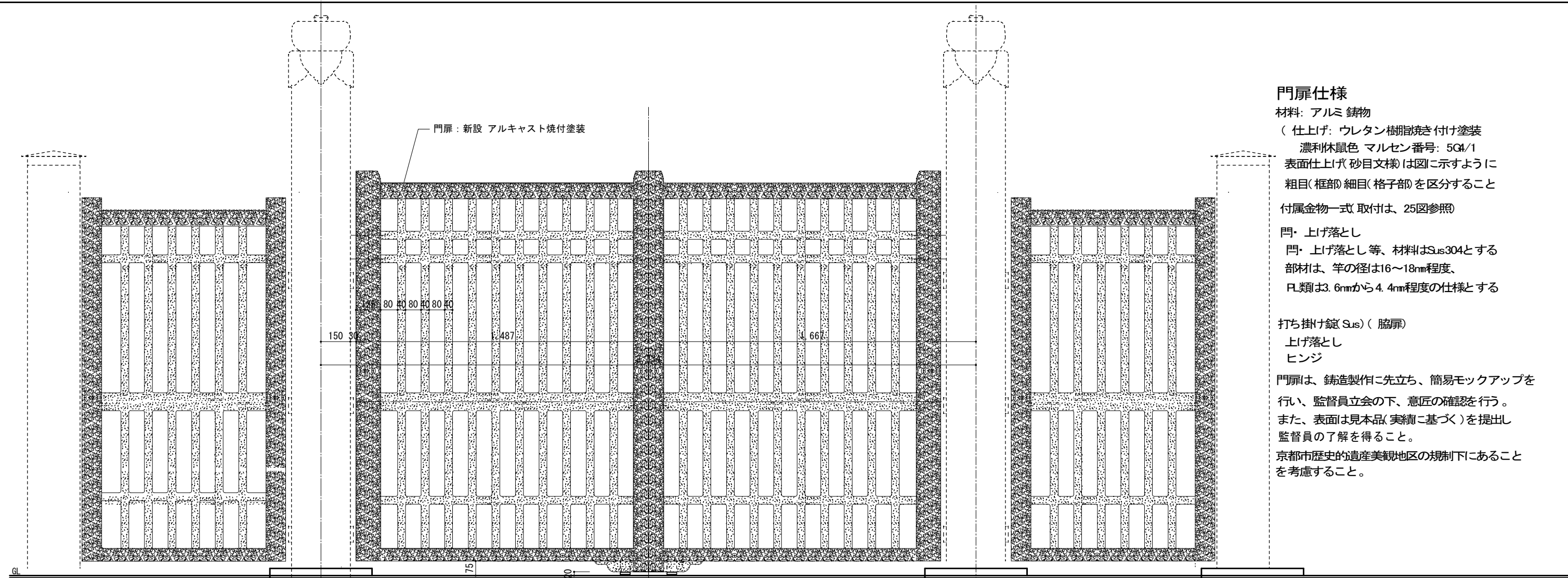
基礎平面詳細図



東石柱側面図

梁断面図

公園名称	京都御苑				
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事				
図面名称	中山邸跡門改修詳細図 2		縮尺	1/6000 1/1000	
年月日	令和7年3月	図面番号	18 / 26		
会社名	株式会社環境・建築研究所		照査		設計
事務所名	環境省京都御苑管理事務所		照査		設計



門扉仕様

材料：アルミ 鋳物

（仕上げ：ウレタン樹脂焼き付け塗装

濃利休鼠色 マルセン番号：5Q4/1

表面仕上げ（砂目文様）は図に示すように

粗目（框部）細目（格子部）を区分すること

付属金物一式 取付は、25図参照

門・上げ落とし

門・上げ落とし等、材料はSus304とする

部材は、竿の径は16～18mm程度、

FL類は3.6mmから4.4mm程度の仕様とする

打ち掛け錠（Sus）（脇扉）

上げ落とし

ヒンジ

門扉は、鋳造製作に先立ち、簡易モックアップを

行い、監督員立会の下、意匠の確認を行う。

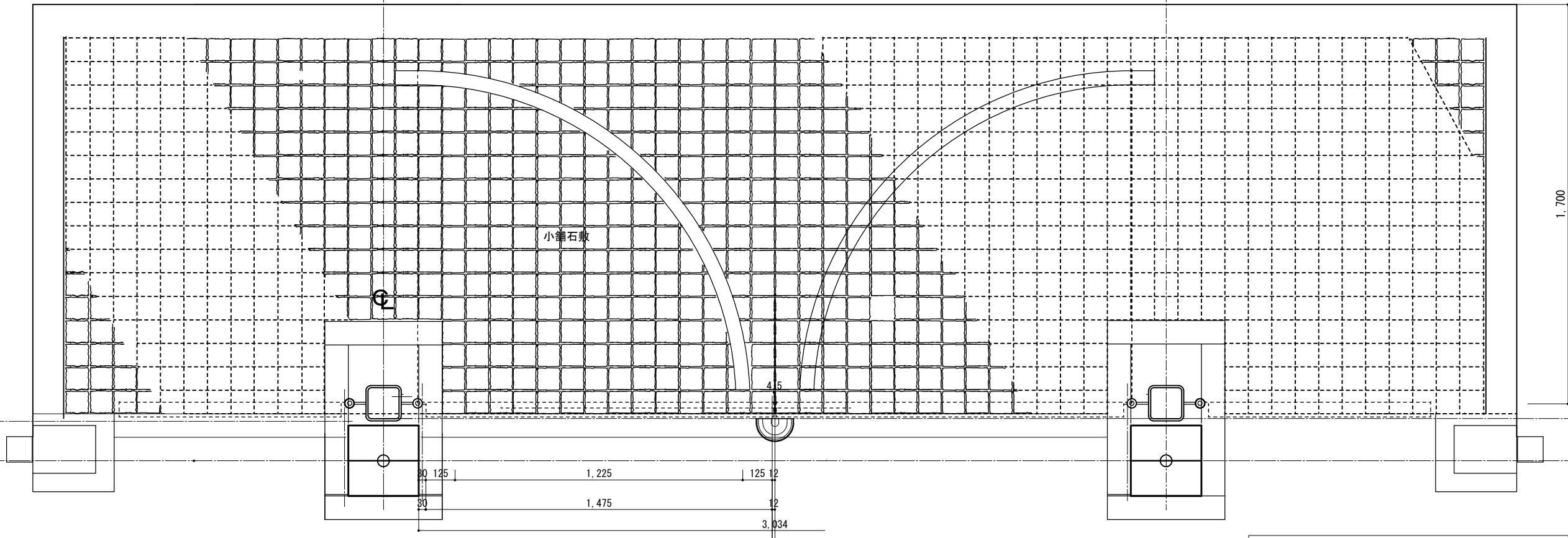
また、表面は見本品（実績に基づく）を提出し

監督員の了解を得ること。

京都市歴史的遺産美観地区の規制下にあること

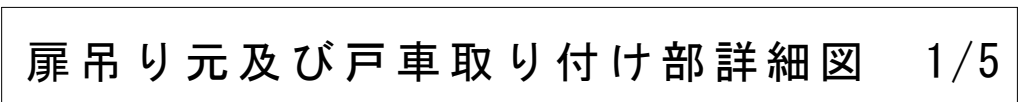
を考慮すること。

門扉姿図 1/20

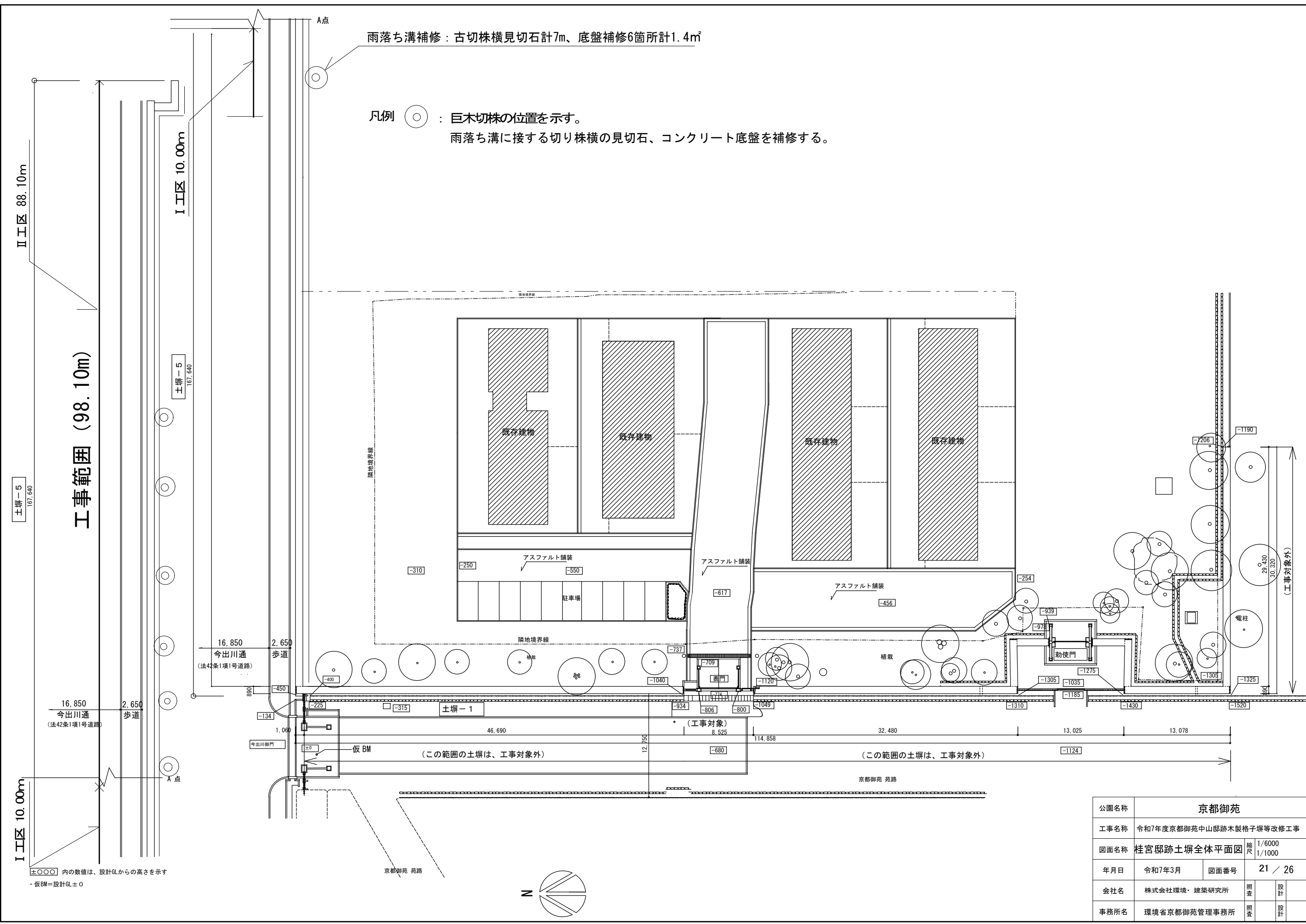


改修平面図（寄り付き部） 1/20

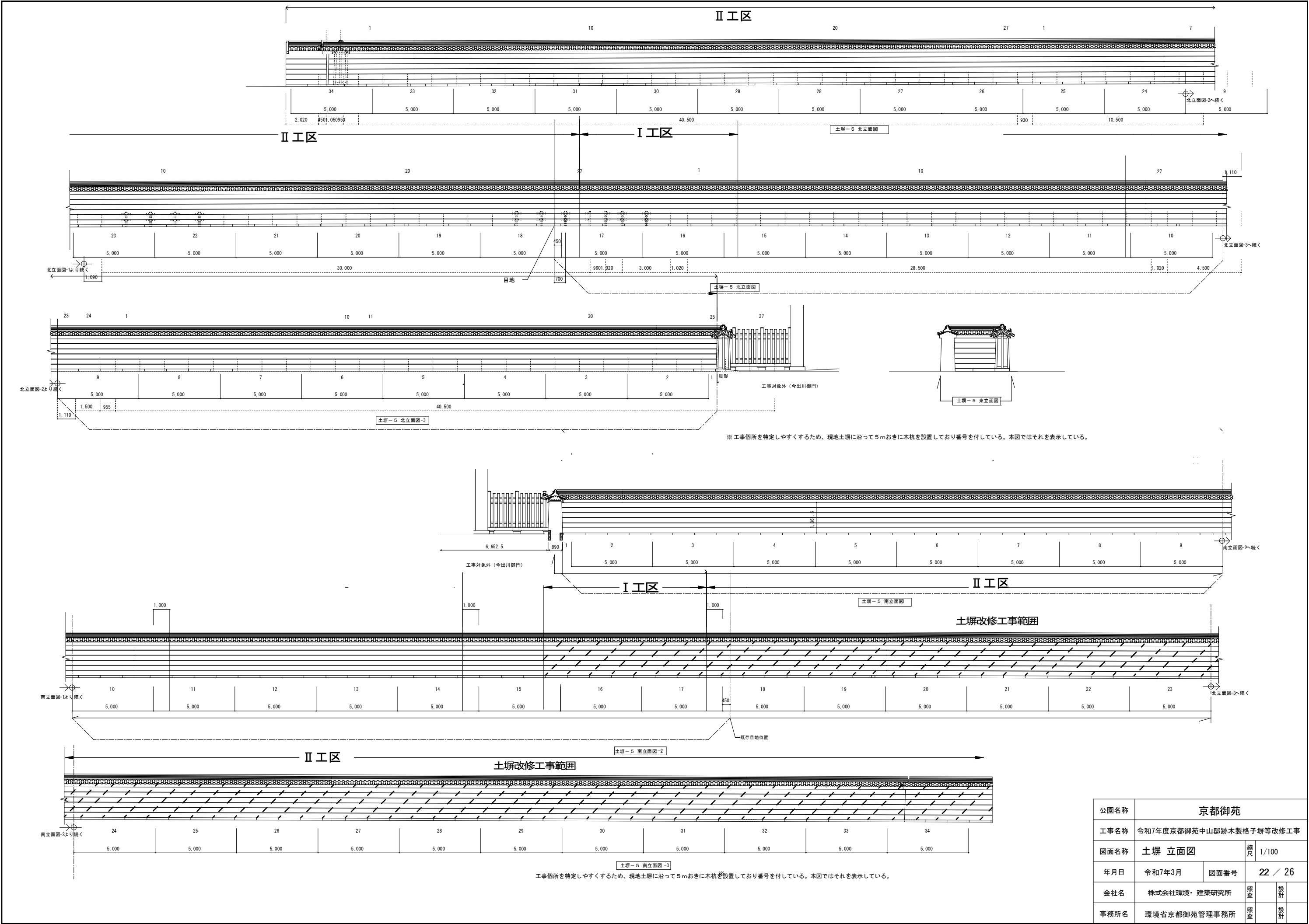
公園名称	京都御苑				
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事				
図面名称	中山邸跡門改修詳細図 3	縮尺	1/20		
年月日	令和7年3月	図面番号	19 / 26		
会社名	株式会社環境・建築研究所	照査	設計		
事務所名	環境省京都御苑管理事務所	照査	設計		



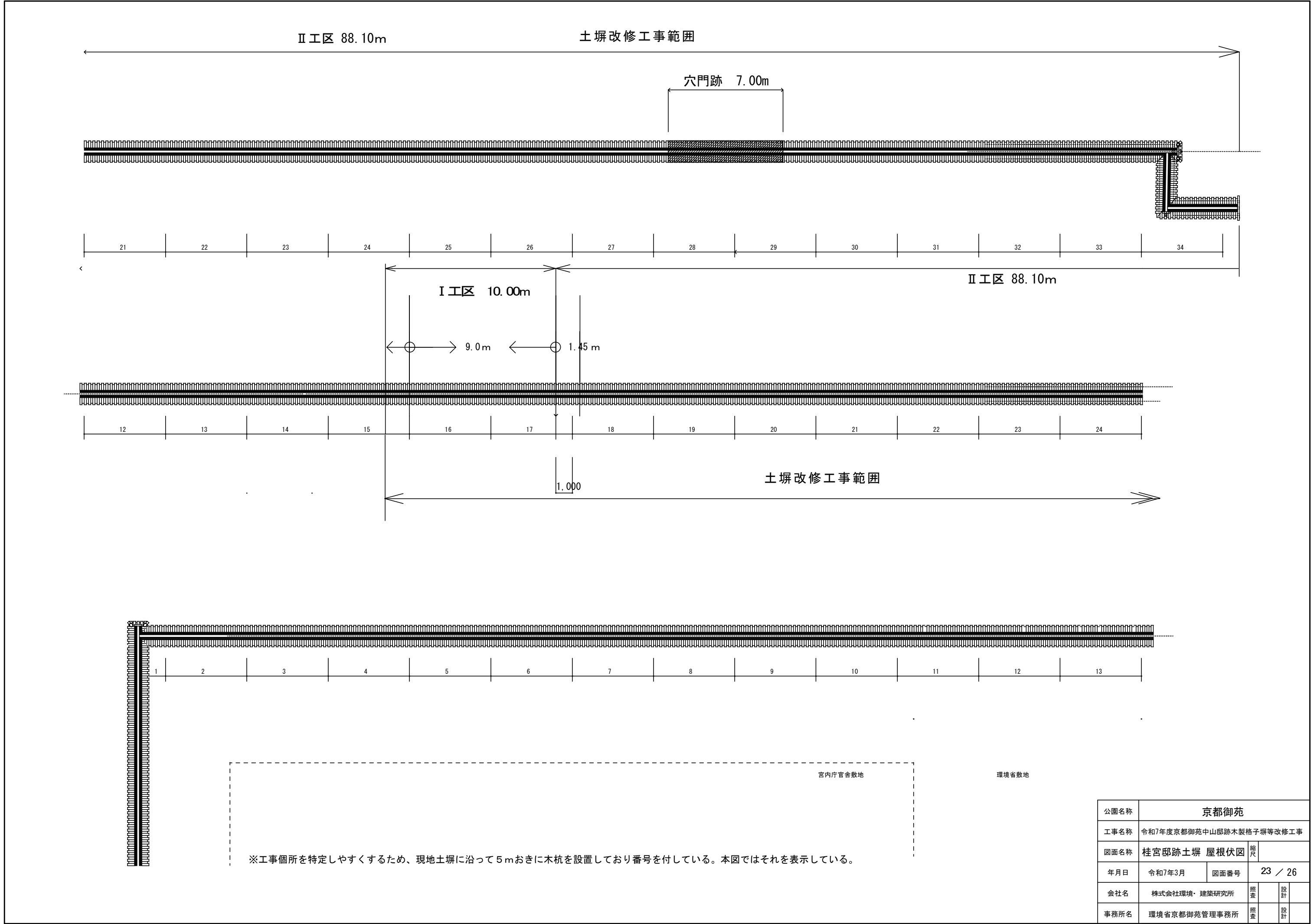
公園名称	京都御苑				
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事				
図面名称	中山邸跡門改修詳細図 4	縮尺	1/10 1/5		
年月日	令和7年3月	図面番号	20 / 26		
会社名	株式会社環境・建築研究所		照査	設計	
事務所名	環境省京都御苑管理事務所		照査	設計	



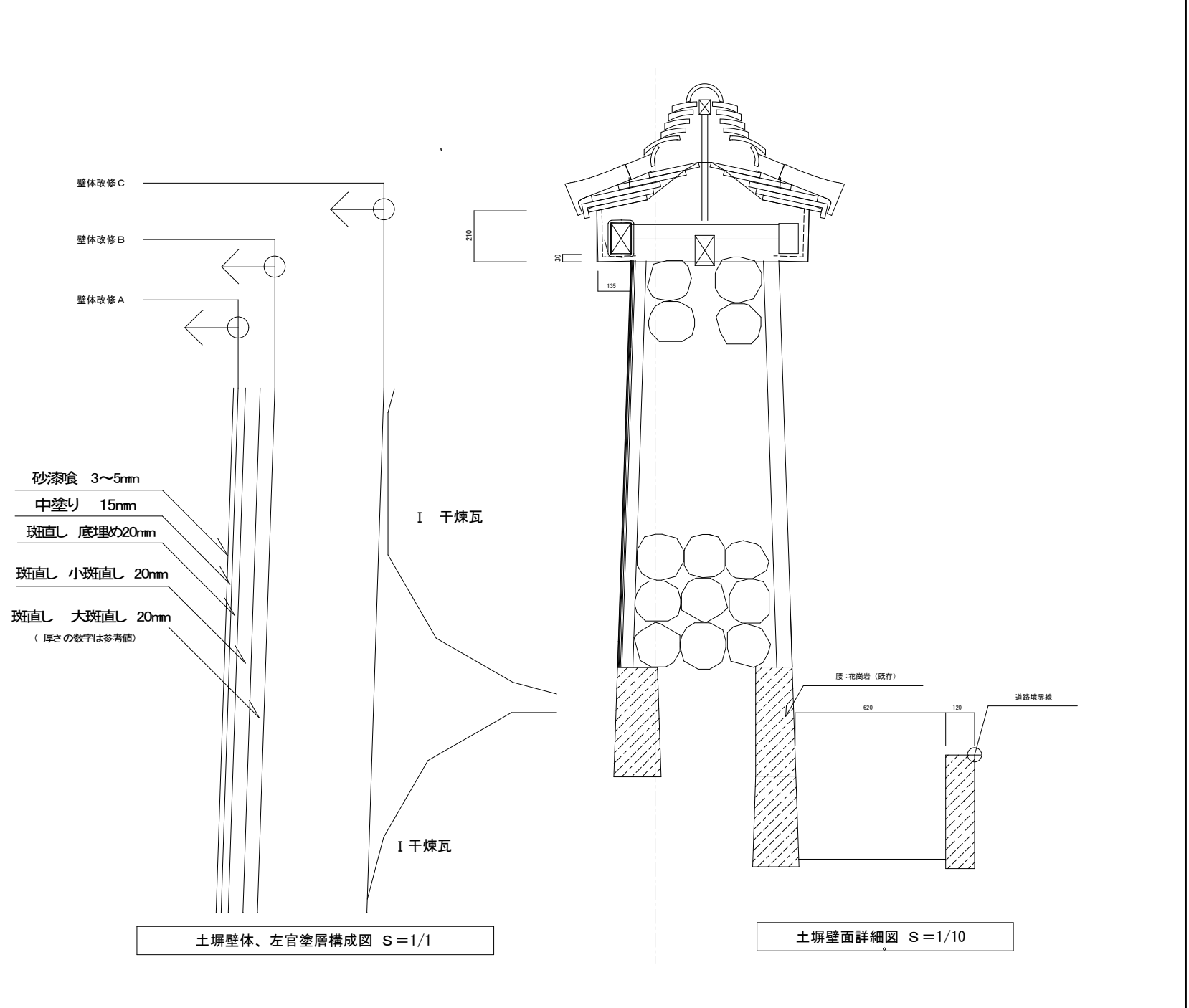
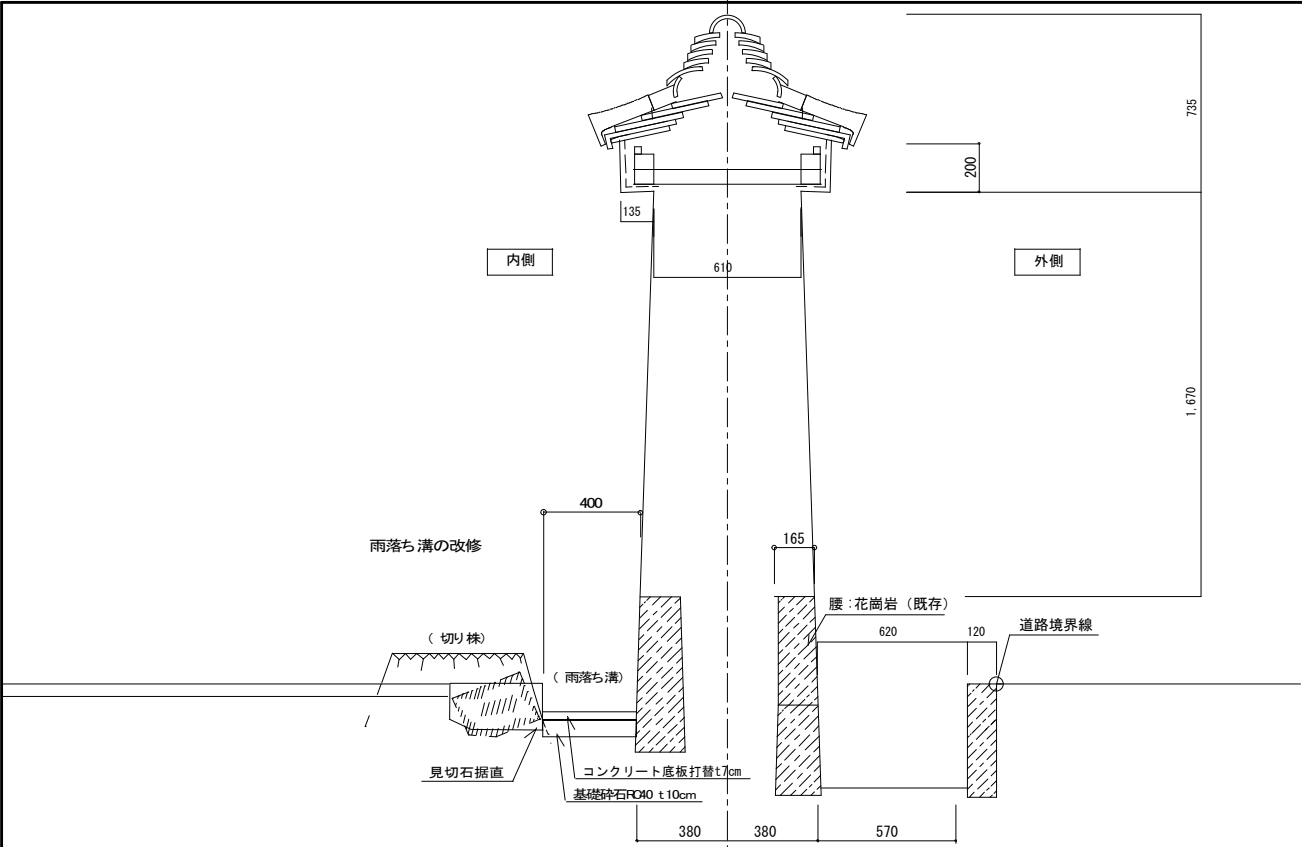
公園名称	京都御苑			
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事			
図面名称	桂宮邸跡土塀全体平面図	縮尺	1/6000 1/1000	
年月日	令和7年3月	図面番号	21 / 26	
会社名	株式会社環境・建築研究所	照査	設計	
事務所名	環境省京都御苑管理事務所	照査	設計	



公園名称	京都御苑				
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事				
図面名称	土堀 立面図	縮尺	1/100		
年月日	令和7年3月	図面番号	22 / 26		
会社名	株式会社環境・建築研究所	照査		設計	
事務所名	環境省京都御苑管理事務所	照査		設計	



公園名称	京都御苑				
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子土塀等改修工事				
図面名称	桂宮邸跡土塀 屋根伏図	縮尺			
年月日	令和7年3月	図面番号	23 / 26		
会社名	株式会社環境・建築研究所	照査		設計	
事務所名	環境省京都御苑管理事務所	照査		設計	



※漆喰塗の手順

- 下塗土の斑直しをおこない平滑に仕上げる。
- 中塗15mm程度を平滑に施工し、その乾燥状況を確認する。
- 砂漆喰を厚さ3～5mmで鍍塗りし仕上げとする。(注)

(注)：Ⅰ、Ⅱ工区の内側は砂漆喰を仕上げとする。

左官工事施工面積数量集計表

土塀-5	工事内容	状態	工種	単位	Ⅰ工区		Ⅱ工区		備考
					79.54m		88.10m		
					外側	内側	外側	内側	
壁体	壁体A (表層部の劣化改修)	中塗りまで済	砂漆喰	㎡	-	16.4	-	-	砂漆喰までの仕上 (台輪10.0mを含む)
		中塗りまで 刮ぎ済	中塗り、砂漆喰	㎡	-	-	-	52.8	
	壁体B (荒摺からの劣化改修)	粗摺まで済	斑直し、中塗り、砂漆喰	㎡	-	-	-	35.9	
	壁体C (干煉瓦からの劣化改修)	粗摺まで済	斑直し、中塗り、砂漆喰、	㎡	-	-	-	27.3	
	クラック改修 (干煉瓦表面からの劣化改修)	粗摺まで済	斑直し、中塗り、砂漆喰、	㎡	-	-	-	16.0	
	小計			㎡	-	-	-	132.0	
	穴門跡改修	粗摺まで済	斑直し、中塗り、砂漆喰	㎡	-	-	-	11.7	
台輪		中塗りまで こそぎ済み	中塗り、砂漆喰	m	-	-	-	72.5	
		粗摺まで済	斑直し、中塗り、砂漆喰	m	-	-	-	15.6	
雨落溝の修復 (古巨木切り株周辺)		見切石据直	切株左右の浮上り 見切石補修	箇所 (m)		1.0 (0.5×2)		6.0 (0.5×12)	(7箇所)
		底盤補修	コンクリート底盤70mm×400mm ×700mm 補修	㎡ (m3)		0.3 (0.02)		1.4 (0.01)	(6箇所)
			基礎砕石t100mm	㎡ (m3)		0.3 (0.03)		1.4 (0.14)	

留意事項

1. 雨落ち溝の改修について
- 古い切株の横で浮き上がっている見切石を取り外し、石工により旧来の断面形状に据え直す。
 - 据え直すにあたっては均しモルタルを使用して石を固定すること。
 - 切り株については、腐朽箇所の除去を原則とし、抜根や切削は想定していない。
2. 底盤の補修について
- 切り株の周囲で浮上、損傷した既存の底盤コンクリートを撤去し基盤を整正する。
 - 砕石地業 (t10 cm) 転圧後、コンクリート (21-8-25 t70mm) を打設する。

公園名称	京都御苑				
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塀等改修工事				
図面名称	桂宮邸跡土塀改修詳細図	縮尺	図示		
年月日	令和7年3月	図面番号	24 / 26		
会社名	株式会社環境・建築研究所	照査		設計	
事務所名	環境省京都御苑管理事務所	照査		設計	

公園名称	京都御苑				
工事名称	令和7年度京都御苑中山邸跡木製格子塙等改修工事				
図面名称	仮設計画図			縮尺	
年月日	令和7年3月	図面番号	26 / 26		
会社名				照査	設計
事務所名	環境省京都御苑管理事務所			照査	設計